

平成13年3月7日(水曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤頴男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安倉正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	布施崇一	病院事務長
保科弘治	教育長	石川忠則	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	松田英彰	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	柴崎良子	調査主査

平成13年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成13年3月7日(水)

再会

日程第1 一般質問

散会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成13年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

平成13年3月第1回定例会

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成13年3月7日(水)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
9	保健福祉政策について	健康診査(人間ドック)の充実について	17番 川 越 孝 男	市 長
10	都市政策について	老人福祉センターの諸課題について 「都市計画の見直し」の進め方について 土壌汚染地の開発のあり方について		市 長
11	介護保険について	実施から10カ月を経過し見えてきた実態と課題について (イ)介護保険サービス利用状況について (ロ)第1号、第2号被保険者の保険料収納状況について (ハ)保険料、利用料の減免について (ニ)特養待機者の増加が顕著であり、新たな整備計画の見直しをすべきでないか	16番 佐 藤 陽 子	市 長
12	農業問題について	水田農業の課題について 転作田の畑地化について 中山間地域直接支払制度の集落協定の認定状況について	3番 猪 倉 謙 太 郎	市 長
13	少子化対策について	少子化対策と保育行政の充実について		市 長
14	ごみの減量化及び資源化について	事業系ごみ処理量の増加について ごみ有料化と分別収集の問題点について ごみ資源化と減量化の推進方法について 果樹の剪定枝や伐採枝と公園等の刈草の堆肥化について ダイオキシン対策について	2番 松 田 孝	市 長
15	安心して町内会活動を行えるために	町内会活動に対する補償制度について	15番 伊 藤 諭	市 長
16	財政運営の見通しについて	臨時財政対策債発行の影響について 累積市債を減らす方策について バランスシートの作成について		市 長

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号9番、10番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、通告番号9、10番について、社民党市民連合の一員として、さらには座談会などを通じて市民の皆さんから寄せられた御意見を踏まえ、私の提案も含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待をするものであります。

通告番号9、保健福祉政策について、2点お伺いいたします。

一つは、老人福祉センターの諸課題についてであります。

12月議会で私は、老人福祉センターにおいてレジオネラ菌が検出されているのに公表されていないことや、浴槽水の交換や清掃が1週間に2回くり行われておらず、前日の残り湯に半分の湯を足して温め湯をしている実態を指摘し、改善を求めてきました。

この間、厚生常任委員会の現地視察も実施し、私は再三にわたって老人福祉センターや所管の健康福祉課、市社会福祉協議会などに出向く中で、センター長をはじめ、担当課長や職員の皆さんから、温泉施設の構造や老人福祉センターの委託の内容などを詳しく教えていただく中で、センターの温泉は、一たん浴槽に温泉水を満杯にしてから循環させ、加温する構造であること、浴槽を満杯するのに1時間半かかり、摂氏42度の入浴適温まで加温するのに2時間を要すること、したがって前日に排水して清掃し、温泉水を満杯にしたとしても、現在の委託契約に基づく人的配置では、入浴開始時間の10時に間に合わなくなること、そのために、週2回浴槽水の交換ができなかったことがわかりました。

したがって私は、毎日浴槽水を交換し、清掃するためには、経費の節減にとらわれず、利用者の安全、安心に配慮した委託契約の内容を見直す必要性を訴えるとともに、検討してまいりました。

その結果、本議会に提案されている平成13年度予算では、対前年比15.12%、285万5,000円増の2,174万2,000円が計上されており、担当者をはじめ、当局の誠意と努力に感謝するものであります。このことで、毎日浴槽水の交換や清掃が可能となり、利用者に安心を与えられるものと思います。

しかし、循環風呂については、適温に温めた温泉水を、浴槽に入れるという構造でなく、実質摂氏17から18度の温泉水を一たん浴槽に満杯にしてから、温泉水を循環させて加温するというものであります。したがって、引き続きその改造も含め、改善を要望するものであります。

さらに、今回、老人福祉センターで利用している温泉について勉強させていただきました。

それによりますと、源泉名は白岩温泉中村源泉と呼ばれ、寒河江市白岩字地福田524番地に、摂氏22度の温泉が毎分150リットル自噴されているものを、センターまで1.5キロ引き込んで利用しているものであります。センターオープン当初は、毎分50リットルの温泉を無償で分湯してもらっていたものが、昭和54年10月1日に、温泉権所有者から寒河江市に対し、温泉権の一切を無償で譲渡、ただし温泉の土地所有者に対して、土地借地料及び源泉監視料として、毎年10万円支払うことと、源泉及び配管施設などの維持管理とその経費は、市の負担とする契約がなされています。

そして、昭和57年1月8日には、源泉の土地所有者と寒河江市との間で、源泉用地6.6平方メートルの地代を、年額12万円とする20年間の土地賃貸契約が締結され、今日に至っているわけであります。

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、20年の契約期限が、来年1月7日で切れますが、今後どのようになされるお考えなのか、源泉の現状なども含めて明らかにしていただきたいと思っております。

二つには、配湯管施設が1.5キロに渡って民地などに埋設されているわけでありますが、その権利関係が不明であります。適切な維持管理を図る上からも、この際、はっきりさせておく必要があると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、健康診査（人間ドック）の充実に関してお伺いいたします。

その一つは、人間ドックの必要性は今さら申し上げるまでもありませんが、決算状況を見ますと、一般会計の4款衛生費、老人保健対策費で取り組まれる1日ドック、いわゆる日帰りドックでの不用額が、平成8年度は2,059万円、9年度は1,229万円、10年度は1,847万円、11年度は888万円となっています。さらに、他会計への流用もあり、11年度では199万5,000円の流用で、それらを含めると毎年1,000万円から2,000万円の不用額が生じています。さらに、国保特別会計で実施されている宿泊ドックで見ても、10年、11年度ともに予算額が644万円に対し、決算額は10年度が428万円で216万円の不用額、同様に11年度決算が466万円で178万円の不用額となっています。そこで伺います。毎年多額の不用額が発生している理由は何なのか、事前に希望をとって予算化していることでもあり、希望者全員が受診できるように取り組みをすべきと思いますが、どのようになされているのか、お伺いいたします。

二つには、検査項目の充実についてであります。

今議会に提案されている予算書を見ますと、13年度から1日ドックにおいて、歯周疾患、マンモグラフィーによる乳がん検診、腹部エコーがオプションであるが追加されており、評価をするところであります。

現在、動脈硬化などから起こる脳梗塞、クモ膜下出血などの脳卒中、狭心症や心筋梗塞など、脳や心臓などの循環器疾患がふえてきております。この動脈硬化現象を把握する検査方法として、眼底検査が行われていますが、手軽な方法として、頸動脈エコー検査が効果的と言われております。診る範囲も狭いために、短時間で済むことから、腹部エコー検査とあわせて実施すれば、極めて効率的に行えると思いますし、宿泊ドックでは、腹部エコーは検査項目にも含まれていることから、受診者の数の把握は確実にできるものでもあり、ぜひ検査項目に入れていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

三つには、市立病院で人間ドックを実施することを提案したいのであります。

念のため申し上げますが、私は西村山成人病センターで医師会がやっている人間ドックから受診者を奪って、市立病院で人間ドックをやれというのではありません。西村山の地域医療という観点で見た場合、市立病院でも人間ドックをやる必要があるということ、医師会や関係者の皆さんに御理解をいただいた上で、実施する必要があると思うのであります。

その理由は、一つとして、市立病院の経営面からであります。平成13年度は年間入院患者数を4万6,720人、ベッド稼働率80%と見込まれています。

そこで、その空きベッドを活用して、人間ドックの検診を行うことです。患者と違って、ドックの検診者は事前に申し込みをとるわけで、計画的な受け入れが可能であります。当然、日帰りドックも同様であります。このことで、確実な収益を見込むことが可能になります。

二つとして、市立病院に備えられている最新の高度医療機器を有効に活用するというのであります。例えばMRI、CTなどを使って脳ドックを目玉に入れて実施すれば、必ず成功すると思います。

三つには、民間医療機関は不採算部門は切り捨てることができます。しかし、地域医療という観点から見た場合、民間医療機関と違って、採算性を度外視した高度医療機器の導入や、不採算部門も、公立である市立病院は担わなければならないのは確かであります。しかし、病院経営が良好でなければ、公立病院としての役割、使命も果たせなくなるわけで、他の医療機関関係者や医師会からも、市立病院の経営方針に理解を得ることが重要だと思っております。

以上の観点から、地元医師会にも提起し、理解を得る中で、市立病院でも人間ドックを実施することを検討すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

通告番号10番、都市政策についてお伺いいたします。

「都市計画の見直し」の進め方についてお伺いいたします。

市長は、昨年9月市議会で都市計画の変更として田代、幸生を除く平野部の3,000ヘクタールを拡大し、全体で5,000ヘクタールとしたい。また、タイムスケジュールとして、平成14年4月に行われる県公告に載るように進めたいとして、14年3月の県都市計画審議会に間に合うよう、14年1月に市都市計画審議会を開くことが明らかにされました。

私もその後、いろいろな機会に市民の声をお聞きしていますが、拡大になる地域の都市計画構想も、都市計画区域に入ることによってのメリットも不明のまま、区域拡大だけありきでは、都市計画税の税財源の確保だけをねらったものではないかとの声が強く出されています。また、市民の声を無視した、全く民意の反映されない行政主導の考えで、分権の時代に逆行するものとの声も強く出されます。

これに対し担当課では、都市計画区域の指定と都市計画税の課税区域の指定は別であり、一律でなく、今後条例の中で検討されるものと言われています。もちろん、時代や情勢の変化に応じて都市計画の見直しは必要であり、第4次振興計画でも、都市計画区域や用途区域の見直しが盛られているわけで、当然であります。その進め方については十分に市民の声を聞いて、進められるべきと思います。

そのような立場から、4点についてお伺いいたします。

一つは、5,000ヘクタールありきでなく、どういった都市計画をつくるのか、計画があってその対象エリアが定められるべきだと思いますので、その計画案と一緒に示していただきたいと思います。田代、幸生を除く平野部3,000ヘクタールと表現されていますが、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

二つには、当初予算では都市計画審議会、2回開催分の費用が計上されていますが、2回では諮問を受ける場と、答申のまとめで終わってしまうのではないかと考えられます。そうすると当然、行政が原案をつくって諮問とならざるを得ないのではないのでしょうか。

私はまず、どういった都市計画の見直しをすべきかを、審議会委員の声や市民アンケートを実施するなど、住民の声を聞いて原案をつくるべきだと思います。そして、住民や行政にとって想定されるメリットやデメリットについても、わかりやすく示した上で、関係地区での座談会を開催するなどして、市民の声を十分反映できるような進め方をすべきと思います。さらに、審議会開催数を2回にこだわらず、必要に応じてふやすべきと思いますが、あわせて御見解をお伺いいたします。

3つには、都市計画税は、条例では都市計画区域内の農振、農用地以外の土地と、その土地にある家屋に対し、課税標準価格の1,000分の3が課税されることになっていますが、制度上、課税対象地域及び税率のランクづけをすることが可能なかどうか、お伺いいたします。また、今後拡大される地域にとっては、都市計画のメリットも期待できないことから、課税対象地域や税率のランクづけをする考えがあるのかも、あわせてお伺いいたします。

4つには、平成14年4月の県公告にこだわらず、市民、特に関係地域の住民のコンセンサスを得て進めるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、土壌汚染地の開発のあり方についてお伺いいたします。

水質汚濁防止法では、水質汚染が出た場合、汚染源調査を行い、汚染源が特定されれば、汚染原因者に対し措置命令が出されることになっているわけであり。しかし、原因者が特定されたとしても、個人から法人に、あるいはその逆に変わっていけば、別人とみなされ、責任が及ばなくなるそうであり。

駅前の、以前クリーニング業を営んでいた方は、以前は個人営業で、平成7年に廃業して現在は有限会社として平成9年から別の場所で営業をしているため、責任はないということでもあります。しかし、日本環境科学株式会社による地下水汚染源調査の結果は、地下水汚染源については、周辺井戸調査をやっていないので、把握できないというものであります。

土壌汚染源については、以前ドライクリーニング業をやっていた跡地の土壌で、テトラクロロエチレンが環境基準値の 710倍になっていた所で、盛土する前の表土と推察されるとなっています。したがって、地下水の汚染源としては特定されていませんので、水質汚濁防止上の対策はできなかつたわけであります。

しかし、現実に環境基準値の 710倍のテトラクロロエチレンで汚染されている土壌が存在することが明らかになり、日本環境科学株式会社の調査報告書によると、その原因も、ドライクリーニング店で使われていたものと推定されるとなっているわけであります。

ところが、市当局はこれまで、以前ドライクリーニング業をやっていた方から、聞き取りはしていないと言われてきました。しかし、市民の多くは当然その報告に基づいて、市は以前クリーニング業をやっていた方に、PCE 溶剤使用の有無や溶剤の管理状況、作業場の配置や排水処理状況、それに廃業後の盛土の状況などについて話を聞くこともしなかつたというのは、理解できないと言われてしています。

私も、このような対応は、市民の常識から考えても公平、公正な行政執行という観点から見ても、適切を欠いているものではないかと思うのであります。

今議会に、13年度一般会計から汚染土壌対策業務委託料 670万円が計上されており、浄化対策の方法は、盛土されている土地の盛土分をはいで、これまで実施しているガス吸引法でやり、土壌汚染が顕在化したのが、原因者も特定できないので、行政として対策を講ずると言われています。

そこで、お伺いいたします。一つは、浄化対策法についてであります。

日本環境株式会社報告書の中で、浄化対策方法及びその対策費の概算について示されています。

それによると、現在やっているガス吸引法は、対策期間はまちまちであるが、現在の試掘井戸を利用できることから、最も適している方法として、1年間の計画で概算 250万円とされています。また、土壌掘削法は、地上に建築物や地下に埋設物がなく、狭い範囲で浅いところであれば、処理効果は確実で、比較的短期間に実施でき、費用は 650万円とされています。

現在、272万円を投じて、ガス吸引法で対策をとっているわけでありますが、完全に浄化はならず、今回さらに 670万円を追加して、ガス吸引法を継続するわけでありますが、それでも完全に浄化なるのか、疑問であります。駅前開発の進行状況からして、時間的にも心配であります。したがって、私は、ガス吸引法よりも区画整理の作業とあわせて、土壌掘削除去法が適しているのではないかと思います。御見解をお伺いいたします。

二つには、原因者が不明の土壌汚染が判明した場合の浄化対策は、だれがやるべきかという問題であります。今日、至るところで化学薬品や化学物質が使われており、また土壌汚染は今後さまざまな開発などで、直面する課題と思われまます。

そこで、基本的にだれがやるべきと考えておられるのか、市長の御見解をお伺いいたし、幾つかの点について質問いたしましたが、重ねて市長の誠意ある答弁を求めまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えします。

老人福祉センターの問題でございます。

御案内のように、老人福祉センターは、老人福祉法に基づきまして、高齢者の心身の健康の保持、増進及び福祉の向上を図るために、昭和50年12月に白岩地内に開設したものでございまして、施設の管理及び使用に関する業務は、社会福祉協議会に委託し、運営しているところでございます。

浴場で使用している源泉関係なんです、この源泉は、大字白岩字地福田地内に、御案内かと思いますが、昭和47年4月から同年7月末までの期間に、土地所有者などの3者が共同で掘削したものでございまして、源泉が自噴した場所は、当時土地所有者の庭であったと聞いております。

この源泉については、源泉を所有していた3者の代表者から、施設に毎分約50リットルを無償で提供する旨の申し出がございまして、それを市が受けまして、老人福祉センターの開設とあわせまして、浴場での利用に供してきたものでございました。

52年11月ころになりまして、この源泉湧出の上にその土地所有者であり、当時の源泉所有者の一人であった方が、住宅を新築しておるようでございます。その後、昭和54年10月になりまして、市と源泉を所有していた3者の代表者との間で、当該源泉を市が無償で譲渡を受け、源泉、配管設備等の維持管理の経費は市の負担とするとともに、借地料等として年額10万円を市が土地所有者に支払う内容の契約を締結しております。これは御案内でありますように、源泉が湧出する土地の上に住宅が建っている状態で、市が源泉の無償譲渡を受けたわけでございます。

さらに、昭和57年1月になりますと、市と源泉湧出地の所有者との間で、借地料を年額12万円とした土地の賃貸借契約を締結いたしまして、現在に至っておるわけでございます。御指摘のとおりでございまして、そしてですから、契約期間は57年1月8日、昭和77年1月7日、平成14年1月7日になるわけでございます。

この源泉につきましては、これまで湧出が止まるなどの問題は発生しておりませんが、今申し上げましたように、源泉湧出地の上に住宅が建っている状況にありますので、源泉に何かのトラブルが発生した場合には、その時の状況を見た上で対応すべきであると考えております。

それから、給湯関係について申し上げたいと思います。

湧出地から施設まで、給湯管で引湯しているわけでございます。センターの施設開所当時の源泉というものは市の所有ではなくて、市と源泉を所有していた3者の代表者との契約に基づいて分湯を受けていたものであるわけです。湧出地点から老人福祉センターまでの給湯管は、源泉を所有していた3者の代表者が、工事施工した施設でございます。

その後、54年10月になりまして、市が源泉を所有していた3者の代表者との間で、源泉を市に無償譲渡し、源泉、配管設備等の維持管理の経費は市が負担することなどを内容とした契約を締結して、現在に至っているわけでございます。

そういうことから申し上げまして、今後の維持管理に当たりましては、市が無償譲渡を受ける前に、源泉を所有していた3者の代表者によって施工された給湯管の埋設等の状況について、もう少し関係者のお話を聞くなど、調べてみたいと思っております。

それから、保健福祉政策についてでございます。まずは、人間ドックの問題をお答え申し上げます。

人生80年時代となりまして、本格的な長寿高齢社会を迎えた今日、将来にわたり本市発展の活力を保持するためには、市民一人一人が生涯を通じて、健康で生き生きとして暮らせることが肝要でございます。

そのためには、健康で生活できる期間、つまり健康寿命をいかに長く延ばしていくかが重要でございます。寝

たきりや死亡の大きな原因の一つになっているのががん、それから脳血管疾患、心臓病などのいわゆる生活習慣病であることは、御案内かと思えます。

このため、本市では、生活習慣病の予防を保健福祉施策の重要課題に位置づけまして、1日人間ドックをはじめとした各種健康診査の実施により、疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、その検査結果に基づいた適切な事後指導や健康相談、さらには健康に関する正しい知識の普及と、自分の健康は自分で守るという意識の高揚を目的とした健康教育の実施などを通じまして、市民の健康づくりの支援に鋭意努めておるところでございます。

その1日人間ドックでございますが、内科診察や循環器検査、糖尿病検査などを内容とした基本健康診査に加え、がん検診それから結核検診などを内容とした、総合的な健康診査でありまして、本市の生活習慣病予防対策の柱として市民の期待と関心も高く、年間約5,500人が受診しております。

健康診査の実施に当たりましては、毎年市内全世帯に受診申込書を配布します。本市が実施する健康診査の内容等の周知徹底を図るとともに、定期的な受診の重要性、必要性について、市民の方々に呼びかけながら、受診希望者の掘り起こしに努めているところでございますその上で、受診申込者数を把握しまして、おおむね町内会単位に受診日程というものを設定いたしまして、日程につきましては、個別にお知らせしているところでございます。

お話しがございましたけれども、その受診状況でございます。

申込者の受診状況は、平成12年度は申込者数が6,410人に対しまして、受診者数は5,493人、85.7%になります。平成11年度は申込者数が6,497人に対しまして、受診者数は5,528人でございます。85.1%での受診率になります。さらにさかのぼって平成10年度になりますと、申込者数は6,581人に対しまして、受診者数は5,649人、85.8%となっております。ここ3年間とも、申し込んだ方の約15%が未受診となっております。

本市では、今申し上げましたように、申込者に対しましては受診日程を個別にお知らせしますとともに、指定日に受診できない場合は、予備の日程を御案内するなどしながら、受診率の向上に努めているところでありますが、中には健康に対する関心の高まりと相まって、何らかの自覚症状などが感じられたため、個人的に医療機関で受診したという方も多いようでございます。

また申込者数、受診者数とも年々減ってきておりますが、これは事業所検診を受診する方がふえてきたことや、市民の健康意識の高まりに伴いまして、定期的に医療機関で受診する方がふえてきたことなど、みずから健康管理をする方がふえてきたことによるものではないかと考えております。

しかしながら、生活習慣病の予防を図る上で、健康診査は極めて重要なことでございますので、今後とも受診者数の拡大を図っていく必要がございます。このため、本市といたしましては、13年度から1日人間ドック検査項目の中に、腹部超音波検査、それから乳房X線撮影検査、さらには県内で初めての歯周疾患検診を新たに導入いたしまして、検査内容をさらに充実させ、市民にとってより魅力的な健康診査とすることにより、受診者数の拡大を図ってまいろうと思っております。

それから、宿泊人間ドックについての御意見もございました。1日人間ドックとは別に、国民健康保険の保健事業として被保険者を対象とした宿泊ドックを実施しております。この受け入れ枠の拡大でございますが、毎年100人の枠を準備しております。受診者数は80人前後で推移しております。このような状況でございますので、まずは現在確保している100人の枠について、受診者数を確保することに努めてまいりたいと思っております。

それから頸部動脈エコー、いわゆる超音波検査の実施についてのお尋ねがございました。

この検査は、頸部の動脈を超音波で映し出し、写真撮影することによりまして、血管内部の状態を検査するものでございます。血管壁内部の様子や肥厚の有無などを見ることによりまして、動脈硬化やこれに起因する脳血管疾患や心臓病の危険性を予測することを目的とするものでございます。脳血管疾患や心臓病などのリスクが高い方を早期に発見し、早期に適切な治療や生活習慣の改善を指導し、病気を予防するという点では、有効な手段の一つであると考えられますが、この手法はまだ新しく、この検査を実施しているところはまだ全国的にも少な

く、県内でも例はありません。成人病検査センターでも、現在検討している段階であり、検査精度や医師の確保、検査技師の養成、検査機器の整備など、受け入れ体制についてまだまだ整理しなければならない課題があるようでございます。

このような状況でございますので、本市といたしましては、さらに情報収集に努めるとともに、成人病検査センターとも連携をとりながら、人間ドックの検査項目として取り入れることができるかどうか、今後十分に検討してまいりたいと思っております。

それから、市立病院での人間ドックの実施についてのお尋ねがございました。本市が実施する人間ドックにつきましては、現在すべて成人病検査センターに委託しているところでございますが、成人病検査センターでは、1日人間ドックにいたしましても、宿泊ドックにいたしましても、まだ受け入れ枠に余裕がある状況にあります。また、本市におきましては、人間ドック導入当初から、地元の検査機関であるところの成人病検査センターに委託してきたという、これまでの経緯を踏まえる必要があるわけでございます。

このようなことから、本市といたしましては、今後とも成人病検査センターに委託して実施してまいりたいと考えておるところでございます。御案内のように、人間ドックは老人保健法に基づく健康診査といたしまして、集団的に実施するものでありますが、各医療機関が市の委託を受けて実施するものに、個別検診ということで実施しているものがあるわけでございます。

乳がん検診、これは視診、触診、これらにつきましては市立病院で実施しておりますし、平成13年度から新たに実施を予定しておりますところの乳房X線撮影検査につきましても、市立病院でも実施する予定でございます。

次に、都市計画の見直しについてのお尋ねがございました。

都市計画は、都市の発展動向を計画的に誘導することによりまして、秩序ある市街地の形成を促進し、そこに住む人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的とし、かつ土地の合理的な利用を図り、まちづくり計画を効果的に実現するためのものでございます。

御案内のように、第4次振興計画の基本計画の中で、自然と環境に調和した土地利用を図り、その施策として地域に合った計画的な土地利用を行うことを前提とし、一体の都市として総合的に整備する必要がある地域については、都市計画区域の見直しを進めることとしております。

また、市の都市計画の誘導指針でございますところの都市計画マスタープランでも、全体構想の中で、市街地周辺地域の良好な住宅地の形成と都市施設の整備促進を図るため、都市計画区域の見直しを行っていくことといたしております。

現在の都市計画区域でございますが、面積は2,101ヘクタール、区域は寒河江地区、西根地区、南部地区、そして柴橋地区の一部をエリアといたしまして、前回の見直しは昭和48年3月に行っております。

この都市計画区域において、街路、都市公園、下水道などの都市施設の整備、区画整理による新市街地の形成、中央工業団地の整備による雇用の創出等に力を注いできたところでございます。その結果、御案内のように、昨年10月に実施されました国勢調査の結果、県内市町村では人口の減少傾向が多い中、本市は人口・世帯数とも着実な伸びを示し、活力と魅力ある自治体として認められているところでございます。

近年、道路も高速道路をはじめとする市内の主要幹線道路や、バイパス等の整備が行われ、中心市街地と周辺集落間の道路沿いも家屋が連檐してきております。また、民間等による中小規模の宅地分譲も各地で行われてきております。

このように、社会経済情勢も大きくさま変わりし、市民の生活様式の変化とともに、市民の意識も変わってきております。都市計画区域においても、前回の見直しから30年近く経過しておるわけでございます。そういうことで、見直しをしなければならない時期ではないかと思っております。平成12年からその検討作業に入っているところでございます。

この見直しの基本的な考え方でございますが、市内全域の土地の利用状況及び地形等の自然的条件、日常の生

活圏、主要な道路、社会的、経済的な一体性というものを勘案するとともに、かつ広域的な視野に立って、見直しを行ってまいりたいと考えております。

隣接市町の都市計画区域を見ますと、天童市と中山町は山形市など4市2町による山形広域都市計画区域で決定されており、天童市は最上川を挟んだ寒河江市の行政界までを都市計画区域としております。

中山町におきましては、向長崎地区を除いた本市と接する行政界までを都市計画区域としております。それから、西村山地域の河北町、西川町、大江町についても、それぞれ本市の行政界に接している現況でございます。

これら隣接市町との都市計画の一体化については、都市間交通の円滑化を図るための道路や土地利用の適正化など、都市間の連携強化が重要でございます。今後は、このような広域的な視点に立った都市づくりを展開していく必要があり、本市の都市計画区域が隣接する市町の都市計画区域と接続することが望ましいものと考えております。

それから、市街地周辺の集落についても、これまで各集落ごとに家並みが形成されておりましたが、現在では市街地と集落を結ぶ道路沿いにも、住宅等の建築が進み、現都市計画区域に連檐し、街がつながりつつあります。

また、市内全域にわたり、主要幹線道路が整備されてきていることや、下水道の整備も着手されるなど、周辺集落の土地利用は既成市街地と一体の都市として形成されてきている状況でございます。このように、現在の都市計画区域外における開発ポテンシャルが非常に高くなってきている状況でございます。

極端な他市の事例であります。都市計画区域外の郊外部に規制がないことから、超高層マンションが立地したケースもあり、自然景観や周辺住宅地へのさまざまな障害による環境の悪化が懸念されたケースもあったようでございます。

都市計画区域外の白地については、法による開発規制がなく、極端な言い方をすれば、いかなる建物も建てられる状況にあるわけで、無秩序な開発も懸念されるところでございます。したがって、これら一体性のある市街地周辺の集落に対しましても、今後都市計画法による土地利用の規制及び誘導を行い、住宅等の新設、増改築時には、建築確認申請手続によりまして、建築基準法による接道要件に合致した、建築を行っていただき、防災、除雪など、安全で安心な、そして快適な住環境を形成するとともに、開発許可制度による良好な宅地開発の基準と指導のもとに、秩序ある適正な土地利用による都市づくりを行うことが必要であると考えてところでございます。

いろいろ申し上げましたけれども、以上のようなことから、都市計画区域の拡大区域につきましては、市内山間部の幸生、田代地区を除く平場全域を対象に行ってまいりたいと考えております。その際、この拡大区域の平場についての具体的な区域といたしましては、基本的に生活圏となり得る可住地地域、人が居住可能な土地、可住地地域や、公園として整備が見込まれる山林区域と考えております。区域界は、地形、道路や水路等の地物を区域の境とし、このような対象物のないところは、字界などを区域界にしていきたいと考えております。

それから、コンセンサスの問題がございました。広く声を聞いて進めるようにとの御提言でございますけれども、これら都市計画の変更における素案をもとにいたしまして、13年度、関係機関との調整を行いながら、手続を行ってまいりたいと考えておりますが、都市計画決定に際しましては、市民の権利の制限をはじめ、生活に密接な関わりがありますので、市民の方々の意向を十分反映されるよう、拡大対象となる各地区ごとに意見等をお聞きする機会として説明会を開催し、理解を深め、合意形成を図りながら進めてまいりたいと思います。審議会の開催についても、十分に地元の意見なり、あるいは審議会の委員の意見を聞くチャンスを考えてまいりたいと思っております。

区域拡大に伴う、都市計画税の質問もございました。課税区域については、地方税法において都市計画法第5条の規定によりまして、都市計画区域として指定されたもののうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価値を課税標準として、その所有者に都市計画税を課税することができますが、本市のような市街化区域の未線引き都市におきましては、都市計画区域の全部または一部の区域で、条例で定める区域となっております。

す。御案内かと思えます。

ただし、市街地から離れた地域に所在する山林等や農業振興地域の整備に関する法律により定められた農用地区域については、課税区域から除外することが適当であるとされており。

したがって、本市の課税区域においては、都市計画区域内に所在する農業振興地域の農用地区域に指定された土地を除いた土地及び家屋に対し、都市計画税を課している状況でございます。都市計画区域の変更後において、課税区域の検討も要することになるわけでございます。

御承知のとおり、都市計画税は都市計画事業に要する費用に充てるための目的税でありますので、都市計画区域変更後の課税区域につきましては、税の主旨に沿った形で十分検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、土壤汚染地の開発の問題がございました。前の議会においても質問があったわけでございますけれども、さらに経過等も踏まえて答弁申し上げます。

土壤の汚染が判明した場合に、土壤浄化対策を実施しなければならないのはだれかという質問があったわけでございます。

土壤及び地下水汚染の浄化対策を行うべき責任があるのは、基本的には汚染原因者でございます。費用の原因者負担については、環境基本法37条に定めがございまして、水質汚濁防止法第14条の3におきましては、有害物質を含む水の地下浸透によって、人の健康に被害が生じ、または生ずるおそれがある場合には、都道府県知事はその原因となる特定事業場の設置者や事業の承継者に対して相当の期限を定めて、被害防止に必要な限度において、浄化のための措置をとることを命ずることができる旨、定められております。この辺につきましては、12月の議会で申し上げたとおりでございます。

この浄化に係る措置命令を発動するには、一定の要件を満たす必要がございます。要件としましては、ただいま申し上げましたように、一つには汚染原因者であること、二つ目は現に特定事業場であること、三つには飲用に供しているなど、健康被害を生ずるおそれがあることなどがございます。

寒河江駅前の土壤汚染については、これらの要件というものを満たしておらず、また法改正により措置命令が規定される前に原因となったと思われる事業が廃止され、承継者もいなかったことから、県の措置命令がなされなかったものと聞いております。

現に汚染が存在し、その原因者が特定できない場合に、だれが浄化対策を行うかではありますが、このことについては、水質汚濁防止法では直接的に規定しておりません。しかし県では、地下水に係る調査・対策の取扱方針というものを、平成10年に定めております。この方針に基づき、現在、地下水及び土壤汚染に対処しておるところでございます。

この方針の中で、調査や対策の実施主体及び分担等については、一つには解明調査のうちの初動的、基礎的な調査については、市町村の協力を得ながら県が行う。

二つには事業者等の自主的取り組みが得られる場合にあっては、対策を行うための土壤ガス調査、ボーリング調査及び除去対策が必要と判断される場合の当該対策については、事業者等が行う。

それから三つ目には、原因者の自主的取り組みが得られない場合にあっては、解明調査は県が実施するように努め、除去対策が必要と判断される場合の当該対策は、原因者に行わせる。その際は措置命令も含むことになっております。

4番目には、原因者不明などの場合にあっては、解明調査は県が実施するよう努め、除去対策が必要と判断される場合の当該対策については市町村が行うよう、要請する。

そして、調査・対策に要する費用は、原則として調査・対策の実施者が負担するとの考え方でございます。原因者不明等の場合には、汚染原因者が不存在の場合、法的責任が認められない場合、費用負担能力が著しく低い場合などが含まれるものでございます。

県では、この方針に基づいて、本市に対し、対策の実施について要請してきたものであります。行政には、公

害等の防止に努め、住民の健康を保護する責務があるわけでございますし、市町村は地域に密着しておりますので、その責務は大きいと考えております。そのため、市といたしましては、市が行うべき法の規定はありませんが、このまま放置することはできないと判断し、浄化対策を実施したものでございます。

それから、開発行為の行われている区域の中で汚染が認められた場合は、開発行為者が対策を講ずべきものではないかとの質問もありました。今申し上げましたように、原因者が特定できない場合における浄化対策実施者については、法の規定がないわけでございますので、土地所有者等の協力を求めながら、県の取り扱い方針に基づいて対応していくべきではないかと考えております。

平成13年度において、670万円の汚染土壌浄化対策費を予算化しております。これは、現在浄化対策を実施している場所に隣接する土地の表層土壌調査、それからボーリング調査などを行うためのものでございます。この土地は、道路用地としての使用が予定されている場所でございますので、建物が取り壊された時点で調査をしようと考えているところでございます。

汚染場所に係る道路築造工事については、平成12年度にも発注しておりますが、土壌浄化対策を継続中であることから、この地点を除いて工事を実施しているところであります。対策の実施結果によって、今後の道路築造の施工方法を検討し、工事を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 大変丁寧に答弁をいただきまして、ありがとうございました。少しお尋ねしたい点ありますので、2問に入らせていただきたいと思います。

白岩の老人福祉センターの方で利用している温泉源泉の関係でありますけれども、一つは契約の関係であります、もちろん引き続きこれを利用していくというふうなことだというふうに思うんです。そしてもし何か問題出た場合には、今源泉の上に家建っているんで、その時点に対応するというふうなことであったわけでありまして、さまざまな今後、何か起きた場合の改修や何か、確認できるようにぜひ対応、対処をしておいていただきたいというふうに思います。

それから、配湯管の関係でありますけれども、これについても、関係者の話を聞くなど、調べたいというふうなことでもありますけれども、これはもうずっとおざなりにならないように、せっかくこれ問題点を指摘をし、整理されていないという部分を財産管理をしている方でも受けとめているというふうに思いますので、この機会にきちっと整理をしていただきたいと思いますということをお願いをしておきたいと思っております。また次になって、ずっと申し送りみたいな形にだけならないように、この際きちっとしていただきたい。

もちろん、そのためには、以前の埋設をした当時の経過ということをきちっと調査をした上で対応するというのが当然だというふうに思いますが、ぜひそういうことをお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、直接1問目ではお尋ねをしていなかったんですが、老人福祉センターの委託の関係、先ほども申し上げまして、1問目で質問というような形ではなくて、経過的な形で申し上げたんですが、私調べてみますという、老人福祉センターの管理委託、これ社会福祉協議会の方になされているわけでありまして、平成10年度が予算で2,168万1,000円なんですね。決算も2,168万1,000円。11年度が予算が2,228万1,000円、決算額が1,890万4,000円、327万7,000円が少なくなっているわけでありまして。そして、12年度の予算が1,888万7,000円、そして13年度が2,174万2,000円、先ほど申し上げた額ですが、10年度は予算計上しただけで委託をして、決算もそのとおりでできている、11年度が327万7,000円少ないんですね。そして、12年度には11年度の実績といたしますか、決算が予算で盛られているんですね、12年度。そして、調べた結果、人的配置やなんかも非常に大変だということで、今回はまた戻って、10年度や11年度に戻って2,174万2,000円になっているんですが、委託の仕方というふうになっているのか、予算計上して、その金額で委託をしているわけ。実績でしているというのか、この差額出ているんですが、聞いてみました、そうしたら何か、残っている金があって、したがってそれを引いてみたい、というような話もあるんですが、実際どういう経営をしているのか。予算は組むけれども、こうこうこういうふうな形でというような中身をして老人福祉センターを管理委託費としてそれぞれ項目があって積算されて、それで幾ら幾らというので契約をして、その金額が払っているという、こういう契約をされているんじゃないかなと、私は認識しているんですが、そういうふうに少なくなっている、これは金額は議決をしているんだけど、何か後で実際支出したやつ領収証でももらって、少ない場合にはそれをカットするというようなことになっているのかどうなのかわからない。そして11年度の方も、実績で12年度には予算が組まれているという、こういうこともあるんです。

したがって私、非常にこの点、調べるために、さまざまな福祉政策が、本来寒河江市で直でやるべきだということにも思うんですが、今はいろいろな団体に委託をしていますね、委託。そうした場合に、予算は計上するんですがその委託額で、例えば何々というサービスをこれだけの金額でやってほしい、例えば1,000人分を予算で見越したんだけど、その1,000人分をお金払うというやり方、いや、利用した人が800人きりいない、したがって予算は1,000人分措置して決定しているけれども、800人分きり払わないというやり方でやるやつ、例えばドックなどはそうですね、そういうふうにも実績で後で、予算は計上しているけれども、実績でこうしている、補助という形、委託料でやってもそういうふうになっているわけです。

ところが、さまざまなそういうものを本当に妥当なのか、あるいは事業委託を受けた方も、例えば今言ったように 1,000なら 1,000という数でサービスがあるというふうに予測したのが800 きりないといったとき 200分が減るとい、例えば10の客がいるというふうに思ったのが、8きりないというのは2の分減ると、2割の分減ると、こういうふうになった場合に、委託を受けたのは、大変なように思いますので、その委託の中身を教えてほしいというふうに、これまでお願いをしているんですが、なかなかそこが出てこないという問題があります。

したがって、今回の13年度の当初予算を審議する上でも、もう事務的に当局の方にも、担当課の方にもお願いしているんですが、予算分科会するまでに、そういうものがきちっと私ども、責任持って予算審査ができるようにお願いをしたい、そういう種類のお願い。

例えば、今一つの例でありますけれども、こういうことがいろいろな部分に共通しているというふうに思われますので、ぜひこれは公正に、老人福祉センターに限らず、それぞれの分科会にかかわる委託料なども、同様の部分あるというふうに思いますので、ぜひそういうことについてのまず市長の見解もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、ドックの関係でありますけれども、やはり15%の人が申し込んでも受けられていない、それは市長から答弁あったとおり、途中でぐあいわるくなって医者行ったからだとかいう方がいるというのは、もう十分わかります。しかし、個別に日時を周知をしながら、変更になった場合の予備日というのは、もうそのときお知らせしてくださるんですけれども、さらにフォローしていただいて、本当にぐあいが悪くなってどこかの病院にかかって検査を受けたから、ドック受けなくていいという人はいいんですけども、日程変更していった予備日のことがうまく理解をしていないという人もいますので、ぜひ申し込んで、当日都合悪い人などについてはフォローをしていただきたいというふうに思います。

それから、頸動脈のエコーの関係でありますけれども、ぜひ最近、若い人でも心臓や脳の障害を受ける人、いるわけですので、その一番簡易で、そしてかなり血管の中の状況あるいは血の状況までわかるんだというんですね、専門家の話ですという。そして、非常に簡単にここで見れるというふうなことだそうですので、ぜひ成人病センターなども協議をしていただいて、できるだけ早い時期に導入されるようにお願いをしたいというふうに思います。

引き続き、これ市の方からも強くそういう声があるということを伝えていただいて、実現するように頑張りたいというふうに思います。

それから、市立病院でのドックの関係でありますけれども、これ市長、今の考えはわかりましたけれども、私は地域医療という立場で考えていけば、もっとやはり市立病院にある優秀な機器をもっと活用するというふうな点や、あるいは病院経営、160のベッド数を抱えている病院なわけですから、そういう体制をとっているわけですから、やはりなかなか患者でベッド稼働率 100%とするのは大変なわけですから、そのあいている部分を、ドックをすれば確実に確保できるわけですから、何も成人病センターと競合して、だめでということはない。成人病センターは県内の庄内の方や置賜、最上の方からも来ていらっしゃるわけですから、病院の中でそこを使うといたって、そんなに人数、余計にはできないと思います。

しかし、病院経営ということを考えれば、そういう方向も選択をしていったいいのではないかなというふうに思うんです。そして、西村山の医師会等の中で、寒河江市の市立病院のドクターも入っているわけですし、医師会とか行政、それから病院などが非常に良好な関係にあるというふうなことをお聞きをしています。したがって、今すぐこういうことをやるべというふうなことではなくて、課題としてそういう方向性もきちっとして持ちながら、医師会などでも問題提起をさせていただいて、そしてやっていくという方向を私は提案をしています。

したがって、ぜひそういう考え方について、市長、受けとめていただいて、今すぐやれとかなんかというふうなことではありませぬので、再度そういう考えを持って対応していただきたいというふうなことを申し上げますので、再度お尋ねをしたいと思います。

それからあと、都市計画の関係であります、後でさらにまた時間ありませんので、お聞きをしたいと思いますが、別な機会にしたいと思いますが、ぜひ住民の声を十分聞いて、来年の1月に都市計画審議会、寒河江市の都市計画審議会開いて、ここで仕上げるんだというような、ぎりぎり切り詰めての進め方でなくて、先ほど市長からあったように、住民の権利に係る部分などいっぱいあるわけですので、コンセンサスを得てやるというようなことで、この点、お聞きをしたいというふうに思います。

それから税のランクづけについても、今後の計画の改正後に合ったようにしていかなければいけないということで、検討してまいりたいというふうなことでありますけれども、その辺が出発の段階で、住民の中に非常にグレーゾーンというか、わっとした玉虫色で言われていますという、住民は住民で都合よく、それは例えば谷沢とかこっちの方でいえば宮内とか、中郷とかがランク下がるんだべなというふうに思っていて、ところが、条例できたれば一律で、今の区域内と同じように、ランクづけはなくてというふうになるという、何というか不信になりますので、その辺のことについて、本当にランクづけをしていく考えはあるのかどうなのかだけ、お聞かせをいただきたいと思います。

あと駅前関係については、基本的な部分、この措置命令の要件満たしていないということはわかりました。満たしていない場合ということで、県の取り扱い方針あるということもお聞きをしました。したがってさらに、私時間ありませんので勉強させていただいて、不公平なことに、市民の中にはならないようなことで、さらに勉強させていただいて、提起をさせていただきたいということで2問にしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 委託料の関係でございますが、これは社会福祉協議会のみならず、一般的に通ずることだろうと思っておりますが、やはり従来委託もしまして、実績を見ますとどのぐらいがかかったのかなということがわかるわけございまして、当初予算の見方が若干は外れたり、あるいはすることもあるわけでございますので、実績というものを十分勘案しながらやってきておるわけでございますし、それからやはり、委託受ける方につきましても、市が行革、行財政改革に取り組んでおるわけでございますから、委託を受ける側におきましても、行財政改革ということで、委託料を受けるところの委託料というものを減らす努力というものはしていただかなくてはならない、こう思いますので、その辺を考慮しながら、委託料を決めてまいりたいと、決めておるところでございます。

それから、人間ドックでございますが、指定された日に受診できなかったというようなこともあるわけございまして、そういうときには都合のいい日を市の方で組んでいる、成人病センターなりで組んでいるところの日程というものを、教えるような方法が可能かどうか、目いっぱい日程を組んでおくならば、前の人だめだったから、ではその次のところに入れるということが、可能かどうかということも、本当に具体的なことでございますので、その辺のところも十分担当の方で考えていただくようにお話を申し上げたいと思っております。

それから、市立病院にせっかく優秀な機械を、機器を備えておるのだから、それを活用したり、あるいは経常のプラスになるのではないかと、こういうことでございますけれども、先ほども答弁申し上げましたように、成人病センターにずっと委託しておった経過があるわけでございますので、その辺の調整というものがあるわけございまして、それが一つございましょうし、病院でやるということになりますと、これはまた入方だけではないわけございまして、出す方もこれもあるわけございまして、医師の人員をふやしてみたりとか、あるいは機器を増設したり、更新したりと、いろいろかかるわけでございますので、そういうことも合わせなくてはならないと、かように思っておりますが、御質問の趣旨は受けとめておきたいと思っております。

それから、都市計画税の問題でございますけれども、ランクづけというようなことの話でございますけれども、この辺につきましても、今後見直しをして拡大をしていった場合に、平場もふやすわけでございます。そういう際、どのところに都市計画税を課すかというようなところがまず問題だろうと思っておりますが、それはこれまでの例とか、あるいは法的に公平に、そしてまた都市計画税というような趣旨に沿った形で、これは検討させていただかなくてはならないと、このように思っておりますので、以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 一つだけ。最後の都市計画税の関係でありますけれども、そういうふうこれから、先ほどの話ですというと、寒河江市と行政を接する大江にしても河北にしても西川にしても中山にしても、皆すぐわきまでくっついてきたと、そこまで枝伸ばしていかなければというような話なんです、実際今度そうした場合に、それぞれの都市計画をどういうふう土地利用含めてやっていくんだかと、目的税だというふうなことからすれば。

そうしたときに、公平さが欠けるのではない、一番端的には公共下水道、これなどがなければみんな公共下水道でやらなければいけないけれども、そうでなくて、突貫でやったり何だでもはやしている、そういう計画示されているわけですから、もちろん今都市計画区域でないところで、公共下水道になっているところは、当然第4次振興計画の中で、都市計画区域の見直しがあるというふううたわれていたわけだから、そこら辺はなるんだろなというふうに思っておったんですが、そうでないとすれば、それぞれに開発後の住民に対する、そこに対するメリットというような格差が出てこざるを得ない、そうしたときに税の方で、もしかして格差があってもつけられないんだとすれば、わきからの行政界ではみんなきいているにしても、拡大というのは慎重にやはり判断をしていただきたい、ランクづけができないとすれば、格差がわかっていながら、それを求めていくというのがあたりほとりのことだけ考えてさんなねのか、まさしく分権の時代でありますのでということで、この点強く申し上げて、質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党と市民を代表し、介護保険について質問をいたします。市長並びに関係当局の誠意ある答弁をお願いいたします。

昨年4月より実施された介護保険制度は、間もなく1年を迎えようとしています。日本では全く新しい制度であり、国の方針が二転三転する中で、保険者となる各市町村では、試行錯誤を繰り返しながら、大変な苦勞をされて出発した制度であります。

当議会においては、私のほかにも多数の議員が介護保険制度についての質問に立ち、よりよい制度になるよう、改善や提案なども含めながら、市長の考え方をただしてきたところです。

昨年12月議会で、松田 孝議員が実施後半年を経過しての寒河江市の状況について質問をしておりますが、私はそれをさらに分析し、明らかになった実態を踏まえながら、市長の考えをお尋ねいたします。市長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

このほど、日本共産党山形県委員会は、各自治体の介護保険実態調査を実施しました。この調査は、第1号被保険者の居宅介護サービスの利用状況を、所得区分ごとに調査したものです。65歳以上の方が加入している第1号被保険者の保険料は、所得により5段階に分かれておりますが、その所得区分ごとに被保険者の数、認定者の数、介護度別の人数、利用者と利用費用、利用限度額に対してどれだけのサービスを受けているか、その割合はどうかなどが明らかになる調査です。

寒河江市の健康福祉課に対しても、この調査への協力をお願いしたのですが、残念ながら寒河江市のコンピューターソフトは、そういう調査に対応できないソフトだとのことで、所得区分ごとの調査はできなかったところですが、平成12年度11月分の居宅サービスの利用状況を出してもらいました。

この調査によりますと、平成12年11月時点での居宅介護の認定者は521人で、介護度別では要支援62人、そのうちサービス利用者は44人、サービス利用率は71%。要介護1では認定者181人に対し、利用者130人、利用率71%。要介護2では、認定者120人に対して利用者87人、利用率72%。要介護3では認定者106人に対し、利用者86人、利用率81%。要介護4では認定者90人に対し、利用者79人、利用率87.8%。要介護5では認定者101人に対し、利用者95人、利用率94%となっております。

この結果から、認定を受けた人は、70%以上が何らかのサービスを受け、その利用率は介護度が重くなるにつれて高くなっているのです。また、介護度ごとの支給限度額に対する利用料の割合では、要支援の52.45%のほかは、介護度1の31.05%、介護2の30.68%、介護3の30.79%、介護4の31.55%、介護5の30.59%と、いずれも30%をわずかに超えている数字にとどまっています。

また、利用料の1割負担額は、1人平均が要支援では3,225円、要介護1では5,145円、要介護2で5,976円、要介護3で8,236円、要介護4で9,652円、要介護5で1万960円となっており、介護が重くなるにつれ、負担額も多くなっていますが、最重度の介護5で平均1万1,000円となっているほかは、すべて1万円以下の負担額にとどまっております。

県内の市町の調査からも、利用限度額に対する利用額は30%前後となっており、1人平均の負担額は5,000円前後、6,000円前後、7,000円前後と、いずれも1万円に満たない金額です。これは平均ですので、もっとたくさんの負担額を払っている人や、3,000円以下の低い負担の人もいると思います。

しかし、この結果から言えることは、利用料の負担をなるべく軽くしたい、被保険者がもらっている年金で払える程度のサービスを受けるといった結果があらわれているのではないかと考えられます。

そこで、お尋ねいたしますが、市長はこのようなサービス利用状況をどのように感じておられるか、また寒河江市の介護保険計画では、どのくらいの利用率を見込んでいたのか、お伺いいたします。

次に、保険料の収納状況についてお伺いいたします。

介護保険制度は、その財源の1割を介護サービス利用者が負担する利用料で、9割を公費50%、保険料50%の割合で賄うことになっています。保険料50%は、65歳以上の第1号被保険者が17%、40歳から64歳までの第2号被保険者が33%を負担することになっております。

第1号被保険者の保険料は、生活保護世帯や老齢福祉年金受給者などの非課税世帯にも2分の1の保険料が課せられることから、大きな批判の声が上がり、政府は介護保険実施直前の平成11年12月に1号被保険者の保険料を平成12年4月から9月までの半年は無料に、12年10月から13年9月までの1年間を半額にするとの決定をしました。昨年9月から、半額分の保険料が徴収されておりますが、第1号被保険者の保険料徴収状況、及び国保料金に上乘せされている第2号被保険者の保険料収納状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

次に、保険料、利用料の減免についてお伺いいたします。

これまで、私も共産党市議団は、一般質問で数回にわたり介護保険問題を取り上げ、繰り返し保険料、利用料の減免について、寒河江市独自の減免制度をつくるべきではないかと、市長の考えをただしてまいりました。

しかし、市長の答弁はかたくなに、市独自の保険料、利用料の減免を行うつもりはないというものでした。第1号被保険者の保険料は、所得により5段階に分かれていることは御存じのとおりです。第1段階は、生活保護世帯や老齢福祉年金受給者で、世帯で住民税非課税のものとなっており、保険料は基準額の50%です。第2段階は、世帯で住民税非課税のもので、保険料は基準額の75%です。第3段階は、本人が住民税非課税者で、保険料は基準額の2,420円となっております。第1段階の場合、生活保護を受けている人の保険料は、扶助費で負担することになっているとのことですが、第1段階ないしは第2段階の中には、生活保護を受けようとしても、資産などの関係で該当にならない方や、また世話になることを潔しとせず頑張っている方もいて、生活保護基準以下の生活を余儀なくされている方もいるのです。そうした方たちに対する保険料の軽減はありません。最低でも、基準額の半分は払わなければなりません。

政府が、第1号被保険者の保険料徴収を半年間延期し、さらに1年間は半額とすることを決定したのは、国民にとって保険料負担がいかにかい重いかを認識した結果であると思います。ことしの9月までは、半額の保険料となっておりますが、10月からは基準どおりの保険料が徴収されます。すべての被保険者にとって、負担感が重くなりますが、殊に第1段階は、現在605円から1,210円に、第2段階は908円から1,815円へと、1,000円未満で済んでいたものが1,000円を大きく上回る額へとね上がります。1カ月3万4,000円ぐらいの老齢福祉年金受給者や、低所得者にとっては、命のさたも金次第になりかねない状態です。

そこでお伺いいたします。

生活保護基準以下あるいは保護基準に該当する状態の低所得者の保険料を、保護基準並みに減免すべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、低所得者段階の負担感を緩和するために、現在の所得区分5段階を6段階にするなどの見直しをすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、利用料についてお伺いいたします。

市長は、寒河江市独自には利用料の減免制度を設けない理由として、以下のような点を挙げておられます。

1つは、利用者の負担額が過大にならないように、国による高額介護サービス制度があること、また施設入所者には、食事代に対して負担能力に応じた軽減措置があること、また社会福祉法人による生活困窮者に対する利用料の減免の措置もあることなどの理由を挙げておられます。

高額介護サービスでは、所得区分ごとに利用限度額が設けられており、1世帯が1カ月にその限度額を超えた利用料を払った場合、申請すれば超えた分について払い戻しが受けられるというもので、高額療養費と同じ考えです。その限度額は所得区分1段階、すなわち生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税

非課税の場合は、1カ月1万5,000円を超える利用料を払った場合、所得区分2段階の人、すなわち世帯全員が住民税非課税の場合には、1カ月の限度額が2万4,600円となっております。

在宅サービスを考えてみた場合、そもそも世帯全員が住民税非課税といった経済状況の中で、限度額を超えるサービスを受けることが可能なかどうか、甚だ疑問です。所得区分1、2以外の1カ月当たりの限度額は3万7,200円となっておりますが、要介護5の人が限度額いっぱいのサービスを受けた場合でも、1カ月の利用料が3万5,800円ですから、該当にはなりません。この制度が該当するのは、1カ月の平均利用料が3万7,800円の介護療養型医療施設、すなわち老人病院と呼ばれる施設だけです。

以上のことから考え合わせれば、この制度が該当になるのは、特別養護老人ホームや老人保険施設などに入所している低所得者の一部の方や、1軒で2人もの介護サービスを受けている世帯ぐらいで、在宅でサービスを受けている低所得者にはほとんど該当しない制度と言わざるを得ません。

今、全国的に自治体独自で低所得者に対して利用料や保険料の減免措置や補助制度をつくり、低所得者の健康と利用促進に取り組んでいる自治体がふえてきました。1月25日現在、全国では3,251の自治体で、保険料や利用料の減免措置を実施しています。県内においても、既に山形市、天童市、川西町では、国の介護保険法による保険料減免の条例に「市町村長が認めたもの」という項目を加えた条例を設置し、柔軟に対応しようとしています。また、利用料については、酒田市、西川町、藤島町、温海町、小国町の5自治体が、訪問看護や訪問入浴を利用している低所得者に対し、利用料の軽減や助成などを行っています。

また、山形市においては新年度から、生活保護は受けられないが、本人負担の支払いが困難な人に、利用月額の上限を設け、超えた分について市が負担するというものを設けました。施設入所では1カ月1万5,000円、在宅では3,000円程度で、ひとり暮らしで月収12万円以下の人が申請をすれば該当になるという内容です。

寒河江市においても、住民の要望にこたえられるきめ細かな対応をしていく必要があると思います。低所得者の適用範囲を広げ、利用料への減額や助成制度を設けるべきと思いますが、市長はどのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、介護老人保険施設、特別養護老人ホームについて伺います。

介護保険が実施されてからは、以前の措置制度と違い、介護認定を受けた方で要介護1以上の方であれば、特別養護老人ホームや老人保険施設などへ入所できることから、入所を希望する人がふえているようです。

平成12年12月現在で、特別養護老人ホーム入所者は140人です。さらに、入所を希望し待機している人が、13年2月時点で78名と聞いております。待機者の数は年々増加し、平成11年9月で37名から、平成12年12月では五十数名、そして平成13年2月には78名になっているのです。在宅介護ではカバーしきれない人たちが、特別養護老人ホームを希望するようになってきているものと思われます。

介護保険の事業計画によりますと、平成13年度の特別養護老人ホームの需要推計量は188名、14年度で192名、16年度で200名となっております。需要推計に対し、供給可能見込量は12年度が140床、13年度が155床、14年度170床、最終年度の16年度で需要推計と供給見込量がともに200床で一致するという計画になっております。

しかし、現在既に供給可能限度数140まで入所者がおり、さらに待機者が78名もいるのです。実際入所している140名と待機者78名を加えれば218床となり、平成16年の需要推計見込数の200床をはるかに超えているのです。65歳以上の高齢者人口も、推計では平成13年度9,795人、平成14年度9,928人となっておりますが、実際は既に平成14年度の推計人口を上回る9,952人となっているのです。

高齢者人口が多くなるにしたがって、需要数が増えるのは当然のことです。事業計画そのものを実態に合った計画に見直す必要があるのではないかと思います。市長はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

また、需要の多い特別養護老人ホームについては、平成13年度のいずみの30床増床を加えても、はるかに不足している状態です。西郡全域を見回してみても、需要が伸びることは当然予想されます。西郡全体を視野に入れた広域的な特別養護老人ホーム建設なども考えてみる必要があるのではないかと思います。市長はどのように

お考えになるのか、お伺いいたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 実施から10カ月ほど経過した中でのサービス利用状況等につきましてのお尋ねがございました。

御案内のとおり、在宅サービスにつきましては、要介護ごとにサービス利用の限度額いわゆる区分支給限度基準額が設定されております。被保険者は、この限度額の範囲内で必要なサービスを選択し、自由に組み合わせて利用できるわけであり、そのかかった費用の9割が保険から給付される仕組みとなっております。利用限度額に対する利用率につきましては、12月の利用状況で申し上げますと、平均して31.4%となっております。

これを、要介護度別に見ますと、要支援が52.45%、要介護1から5につきましてはいずれも約31%となっております。それから、低所得者で利用料が払えない方の利用率が低いために、全体的に低くなっているのではないかという御指摘もありましたが、介護保険の在宅サービスにつきましては、介護支援専門員、ケアマネージャーと相談しながら、利用限度額の範囲内で利用者の心身の状態や家庭環境などに応じて希望するサービスを選択して、ケアプランを作成しサービスを利用するということが、介護保険の基本的な仕組みであることは御案内かと思えます。

そういうことからいいますと、必ずしも利用限度額までサービスをつかわなければならないということではなく、あくまでも利用者の選択と希望によるわけでございます。今申し上げましたところの利用限度額に対する利用率につきましては、その結果であり、介護保険制度の基本的な仕組みに基づくものであると考えているところでございます。

利用者負担につきましては、訪問介護を除いては、介護保険制度施行前から所得状況にはかわりなく、一律の料金であったわけでありまして、金額につきましても、制度施行前と比較するとほぼ同等、あるいはサービスによってはむしろ低くなっているものもあります。

このような中で、主なサービスについて、制度施行前の平成11年度1カ月平均と、それから施行後の昨年12月分との利用状況を比較しますと、訪問介護で31.3%、訪問入浴で259.5%、通所介護、デイサービスでは22.5%、通所サービスのデイケアでは100.7%の増と、いずれも大幅な伸びとなっております。

ただ、短期入所生活介護、ショートステイにつきましては、18.8%の減となっておりますが、このサービスにつきましては、特例制度によりまして、利用限度日数の弾力的な運用方法を講じるなど、より利用しやすい方策をとっておりますので、今後このサービスにつきましても、着実に利用がふえてくるものと考えているところでございます。

また、ことし10月に開所した寒河江やすらぎの里の短期入所や通所リハビリも本格的に稼働してきましたし、近隣にも老人保健施設がことし1月に開所しておりますので、これらの有効利用が図られることによりまして、サービスの利用が今後さらに伸びてくるものと考えております。

また、低所得の方にとっても、サービスが利用しやすいように、高額サービス費の支給制度によりまして、1月の利用者負担額が一定限度額を超えた場合は、その超えた額が払い戻されますし、制度施行前から訪問介護を利用していた低所得者につきましては、経過措置により負担額の緩和措置が講じられております。

また、社会福祉法人が実施する訪問介護、短期入所生活介護、通所介護サービスにつきましては、現在、法人独自の減免措置が講じられているところであり、本市でもその経費の2分の1を補助しております。

この減免措置の対象者の拡大について、現在、各法人において検討されているところでありまして、法人が実施する場合は、本市といたしましても、これを支援してまいりたいと考えているところでございます。このように、低所得者に対する施策も十分に講じていることを、御理解いただきたいと思います。

次に、1号、2号被保険者の保険料の収納状況についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、1号被保険者の保険料につきましては、御案内のように、現在国の特例措置が講じられておりますので、施行当初の6カ月間は全額が免除され、昨年10月から本来の2分の1額を納入していただいております。

1月までの収納状況は、普通徴収が93.2%、特別徴収が100%、全体では99.1%となっており、順調に経過しているところでございます。所得段階別では、普通徴収の第1段階が100%、第2段階が90.8%、第3段階が93.6%、第4段階が92.3%、第5段階が94.5%となっております。また、特別徴収については、いずれの段階も100%となっておりまして、所得段階による収納率の差はほとんど見られない状況となっております。

それから、第2号被保険者のうち、国保加入者の収納状況につきましては、介護保険料相当額を国保税と一体的に徴収している関係上、12月末現在の国保税の収納率は94.7%となっており、昨年同期と比較いたしますと、わずかではあります。0.6%ほど収納率が向上している状況でございます。

ことし10月からは、第1号被保険者の保険料の特例措置がなくなり、本来の額の保険料を納付していただくことになるわけですが、本市といたしましては、今度ともあらゆる機会を通じて、介護保険制度の普及浸透に努め、市民の皆様の御理解、御協力を得ながら、収納率の維持向上と保険財政の安定を図ってまいりたいと考えております。

それから、保険料と利用料の減免についてのお尋ねがございました。低所得者に対する利用料や保険料の本市独自の減免を行う考えがあるかどうかということですが、御案内のとおり、介護保険制度は介護を社会全体で支えるという趣旨のもと、社会保険方式により、被保険者からは能力に応じた保険料を負担していただき、介護や支援が必要な方がサービスを利用した場合、この保険料と国・県・市の公費負担分を財源として保険給付する仕組みでございます。

このようなことから、保険料の減免制度につきましては、特別の事情があると認められる方に対してのみ、条例で定めるところにより行うことができるとされているわけでございます。この特別な事情とは、一般的な低所得の状況を指すものではなく、災害等のやむを得ない特別な理由により、一時的に負担能力が低下した場合などに適用されるものでございます。

したがって、御質問のような一般的な低所得の状況をとらえたところの、本市独自の保険料減免制度については創設する考えはございません。

次に、利用料の減免でございますが、介護保険制度では、介護を社会全体で支えるため、被保険者全員が負担能力に応じた保険料を負担するということとあわせて、サービスの利用者については、負担と給付の関係を明確にするとともに、コスト意識の喚起を図る観点から、サービスの利用に応じて応分の負担をしていただくということを原則としておりますので、このことはこの制度の根幹であると理解をいたしております。したがって、保険料と同様、災害など特別な事情がある場合を除いては、減免措置は考えておりません。

本市といたしましては、まずもって介護支援専門員、ケアマネージャーやサービス事業所との連携を強化し、より一層制度の主旨、内容及び現在ある軽減制度の周知徹底というものを図りながら、この有効活用とサービス利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、要介護の段階の見直しというようなこともありますが、考えておらないところでございます。

次に、特養待機者が増加しておるのでないか、それに対する対応という御質問がございました。特別養護老人ホームの入所待機者数は、2月末で78名となっております。御指摘のとおりでございます。

待機者の状況は、在宅が19名、老人保健施設が50名、医療施設等が9名となっております。介護保険制度施行前の44名と比較いたしますと、大幅な増加となっておりますが、これはこれまでの措置制度から、契約制度に変わったことに伴い、被保険者や家族の意識が変化したことや、実際に施設のベッドがあいて入所できる段階になっても、もう少しの間在宅で介護したいと入所を先延ばしされる方もいるなど、当面は在宅で介護を続ける意思を持ちながらも、将来在宅介護が困難になった場合に備えて、申し込みだけは早目にしておきたいという家

族の心理的要因も大きく関係しているものと考えております。

また、昨年10月に寒河江やすらぎの里が開所したことや、ことし1月にも近隣に新しい施設が開所したことなどもございまして、老人保健施設に入所しながら待機している方もございます。

御案内のように、老人保健施設につきましては、当該施設のサービス計画に基づき、一定期間、医学的管理下においてリハビリや看護や介護サービスを提供し、家庭復帰を支援するという基本的な役割、機能を有しているわけですが、入所の期間については、入所者本人の心身の状況や家庭環境、在宅復帰の意向、あるいは特養待機の状況等を十分に勘案して、柔軟に対応している状況であります。

また、御案内のとおり、平成13年度においていずみが30床、30ベッド増床される予定でありますし、さらにやすらぎの里におきましても、痴呆性老人グループホームが2ユニット、18床整備される予定であります。

このような状況でございますので、まずはこれらの施設の有効活用と、現在の老人保健福祉計画、介護保険事業計画の着実な実施に全力を傾注しながら、サービス提供基盤の整備拡充に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、特別養護老人ホーム整備計画の見直しにつきましては、県の老人保健福祉計画や、介護保険事業支援計画などとの関係もございまして、平成14年度に予定されている計画の中間見直しまではできない状況にございます。

このようなことから、御質問の件につきましては、今申し上げましたところのいずみの増床やグループホームの整備などの方策を講じてまいりますとともに、今後さらに在宅サービスの利用促進、推進を図った上で、待機者数の動向というものを十分に見きわめながら、平成14年度に予定しておりますところの計画の中間見直しの中で、十分に検討してまいりたいと考えております。

また、近隣の市町と共同で施設整備というようなことも考えてというような御意見もあるわけですが、現在それぞれの市町が計画に基づき、サービス提供基盤の充実に鋭意取り組んでいる段階でありますので、本市といたしましては考えて、これもまた考えていないところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、市長の御答弁は大変冷たい答弁だなというふうに、私は感じました。幾ら同じことを何回繰り返して言っても、やらないものはやらないんだという、そういう態度ではなかったかと、私は受け取りました。市長は本当に底辺部で苦しんでいる高齢者の方たちの実態を知らないのではないかと思います。もう少し、高齢者で本当に一生懸命頑張って生きている方々の意見を聞くべきでないかなと、私は思います。

今、こういう介護保険になって、保険料を払うのも大変だと言っている方たちは、大した収入もなくて、年金ぐらいの収入しかなくて、それで風呂もないアパートに暮らしている、そして1枚40円のごみ袋、それさえももったいないといって節約をしている、そういった方たちなんですよ。もう少し、そういう低所得者の方たちの実態を知って、温かみのある、それではもう少しこう考えてみようかというような答弁をしていただけないものかと、私思います。

第2問に移らせていただきますけれども、3月4日付の朝日新聞に出ていましたけれども、全市町村のアンケートの結果ですね、介護保険に対するアンケートの結果が出ておりましたけれども、このアンケートの結果によると、サービスが予想以上に利用されていないと、最初の予定よりも利用されていないということだったんですが、寒河江市の場合は、市長はどのように考えておられますか。まあまあ使っているんじゃないかというようなお考えなのか、もっと足りないというふうにお考えなのか。

先ほどの答弁によりますと、利用料が高いから、使っていないというのではないのではないかと、利用は伸びているというふうなお答えだったわけです。もちろん、介護保険実施前よりも利用が伸びるというのは、これは当然だというふうに思います。保険料を払っているんですから、保険料を払いながら、利用料も払ってそれを利用するというふうになるわけですから、それにケアマネージャーがケアプランを立てて、その人に合ったようなプランを立ててくれるということになりますと、それは伸びていくのは当然だというふうに思います。

けれども、この朝日新聞の調査で、サービス低下の、サービスが低調な理由としまして、これは各自治体のケアプランを立てている人に、ケアマネージャーに調査を依頼して、その人の回答だというふうに記載されておりましたけれども、一番多く挙げられているのが、自己負担を心配して利用を抑制しているのだと思うというのが62%です。2番目が介護スタッフを家に上げることに抵抗があるというので41%、それから3番目として制度や手続にふなれだからというので31%が挙げておりましたけれども、寒河江市だけが例外ではないというふうに、私は見ているところです。

このアンケートの調査によりますと、各市町村の7割が、給付実績が予算を下回る見通しだというふうに答えているんですけれども、寒河江市の場合は、この予算に対して、どのような状況なのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、保険料の徴収ですけれども、1月段階で、1号被保険者の普通徴収は93.2%、特別徴収は100%だと、全体では99.1%というふうに、順調に推移をしているというような見方だろうと思いますけれども、これが10月からは基準額の保険料が賦課されるということになりますと、その結果がどういうふうな結果に出てくるのかなというふうに思っているところです。

この新国保法によりますと、1年間保険料を納めなかった人に対しては、今度は保険証を返還させる義務が出てくるというふうになっておりますけれども、寒河江市の場合、2月度の徴収状況を見てみなければわからないのだというふうに思いますけれども、これに該当する人が出てくるのかどうか、またずっと滞納し続けている人、こういう方にもこの新法が適用になると思うんですけれども、そうなった場合医療が受けられない、また第1号被保険者については介護が受けられない状態になるのではないかとというふうに思いますけれども、それらのこと

についてどのような見通しか、どのようになさるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、保険料についてですけれども、保険料に対する独自の減免制度はつくらないと、これはずっと市長が一貫して言い続けていることですが、本当に生活保護受給者は、扶助費の中から保険料が負担されると、ですから生活保護を受けられない方、生活保護に該当するような低所得者の方で生活保護を受けられない方、そういう方というのは救われないわけですね。生活保護を受けている方よりも、もっと大変な暮らしをしているながら、減免の制度もない、救済の制度がない、そういった方たちは非常に大変な思いをしているわけです。

ですから市長は、この介護保険法ではそういう特別な災害とか失業とか、あるいは長期入院で家計がもう全然だめになったというような状態でなければ、該当しないんだというふうに言っておられます。保険法ではそうなっているかもしれません。

ですけれども、国民健康保険税条例の中では、このような減免基準があるんですけれども、この減免基準の中にはそういった災害などの特別な事情というものにつけ加えまして、4番目としまして「特別の理由のある者」という項がつけ加えられております。それには「その他特別の理由がある者で、市長が必要と認める者」と、こういう条項があるわけですが、介護保険の場合にも、この条項をつけ加えて、柔軟に対応しようとしているところが、山形県内にも、先ほど私述べましたけれども、あるわけです。そういう条項をつけ加えて、健康保険と同じような条件のもとで、こういう本当に何も救済措置のない人たちのために、これを適用していこうという柔軟な考えを、できないものかと私は思っているところです。

それから、所得区分の見直しについては、これをやるつもりはないと市長は言っておられます。けれども、寒河江市の所得区分の状況を見ますと、これは2月現在の第1号被保険者の所得区分ごとの人数ですが、第1段階は55名、第2段階が1,564名、第3段階が6,368名、第4が1,394名、第5が583名というふうになっておりますけれども、第1段階というのは本当に数が少ないんです。この中には、生活保護受給者も入っているでしょう。

ですから、この保険料利用料の所得区分でいいますと、本当に2分の1を納めなければならない人というのは55名、その中で生活保護を受けている方は、扶助費で払われると。残りの方たちというのは、何としても半額を支払わなければならない、また第2段階の1,564名の中にも、これは生活保護ぎりぎり、または生活保護基準以下の暮らしをしている方もいらっしゃるわけです。そういう方は75%、基準額の75%を支払わなければならない、そういう状態です。

ですから、この第1段階、第2段階の方たちの保険料というのは、非常に負担が重いというふうに思います。ですから、この基準をもう少し緩和をする意味で、1段階から5段階のところを6段階に伸ばして、その分の緩和をできないものかというふうに思うんです。実際、この6段階に段階を多くして負担緩和をしているところもあるわけですから、ぜひこのことも考えていただきたいというふうに思います。

それから、利用料についてですけれども、さまざまな利用料に対する減免とか救済の措置があるというふうに市長はおっしゃいましたけれども、私が第1問で申し上げましたように、在宅で利用する方にとっての、こういう該当というのが非常に少ないわけです。施設に入っている方については、いろいろな減免制度があります。ですから、その適用を受ける方も多いわけですが、本当に低所得者の方で、在宅で何とか頑張ってみようと言っている方、そういう方に対しての助成制度というものは、非常に少ないんです。

今、社会福祉協議会で減免制度がとられていますけれども、これに該当する人というのは11件というようなことで、非常に数的には少ない。そしてこの該当の区分は、第1段階の人しか該当しないと、第1段階、第2段階というのは、もうその区別がつかないような人も入っているわけですから、そういう人たちは救われないと、こういった状態なんです。

ですから、もう少しこの在宅利用、例えばホームヘルプサービスの現在1割のところを、従来から使っている人たちは3%で済んでいると、そういう適用をすとか、また今社会福祉協議会の方で、この第1段階のところ

を第2段階まで引き上げて半額の助成をすることができないかということが言われているんだというふうに言っていましたけれども、これが適用されれば、もっと第2段階の方も救われるのではないかというふうに思っているところです。

市長は、これは社会福祉法人の考え方一つだというふうに言っていたらっしゃいましたけれども、これについても寒河江市の方では、社会福祉法人がこれを実施するというふうになれば、それに対して市の方でも負担をしていくんだというふうな考えのようですけれども、そういうこともぜひしていただきたいというふうに思います。

利用率が低いものの中に、入浴サービスなどが入っておりますけれども、この入浴サービスの単価は非常に高いんですね。入浴サービスの単価は1回で1万2,500円、ですからこの1割を払うというふうになりますと、1,250円利用者は払わなければならないわけです。ですから今まで低所得者の方で利用していた方、そういう方たちには、ちょっとこれは手が出ない、そういうものだというふうに思うんです。

隣の西川町では、この入浴サービスに対して、半額の補助をしたということがありまして、非常に利用率が伸びたというふうなことを聞いております。ぜひ、こういうことも考えていただきたいと思いますが、それに対するお答えをいただきたいと思います。

それから、特別養護老人ホーム、これは非常に希望者が多くて、待機者が多いわけですが、市長のお答えによりますと、現在は在宅で19人、それから介護保険施設で50人、医療施設で9人の待機者がいるということだったんですが、保健施設に入っている方というのは、一時的にそこに置いていただけるから、何とか間に合っているんでないかというような考えだというふうに思いますけれども、これはこの性格的に、特別養護老人ホームとは違う施設なわけですね。

市長もおっしゃいましたけれども、病院から退院しても、すぐには自宅に戻れない、一定のリハビリとか療養をしなければ、在宅の生活ができないというような方、または一定のリハビリをすれば回復の状態が見込めるといような方のための施設が、この老健施設というふうになっているわけですから、これに特別養護老人ホームに該当するような方が、いつまでもここにいていいというような性格の施設ではないわけです。

ですから、特養があいていないので、仮にここにに入れていただいたというような方は、ずっとここにおられるわけではない、安心して入っていただける特別養護老人ホームに早く入りたいんだということを、言っているわけです。

ですから、本来の目的である特別養護老人ホームが、絶対的にこれは不足なんだと思うわけですが、老人福祉計画の中でも、これは14年までは見直しをすることができないというふうに市長、おっしゃいましたけれども、14年の時点でも、これを見直していく必要があるんでないかと私は思います。そして、西郡全域を視野に入れたところの老人福祉施設特別養護老人ホームをつくっていく必要があるのではないかというふうに考えますけれども、長期的な展望に立った場合、ぜひこれは必要でないかと思えます。市長のお考えをもう一度お聞きをして、第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第1問で答弁申し上げたこととまた同じ答弁を繰り返さざるを得ないわけでございます。

それから、10月以降の納入率はどうなるかというようなことでございますけれども、これは担当の方でどの程度見ておるか、それは担当の方から申し上げたいと思いますし、それから滞納者に対するの対応というようなことも、これも担当の方から申し上げたいと思います。

それから、何回も言われましたけれども、条例に特別条項というようなものをつけて、それを運用して、低所得者の減免というようなことを考えてはどうかということでございますけれども、これにつきましても先ほど申し上げたとおりで、まだ現在考えておりません。

それから、社会福祉協議会が拡大したような場合につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、市としてもそれは支援してまいろうと、このように思っております。

いずれにいたしましても、先ほども答弁申し上げましたように、現在あるところの軽減制度というものを存分に生かして、そして活用していただきたい、このように思っております。

それから、14年度の見直しということにつきましては、14年度になって見直しさせていただきたいと、このように思っております。

利用率でございますけれども、先ほど申し上げましたように、措置時代と介護制度ができた比率を見ますと、パーセンテージで述べましたように、122%から359%まで伸びておるわけでございまして、本当に利用されておるんだと、こう思っております。ショートステイだけは81%でございますけれども、これはやはり当初の制度といえますか、少し動いたというようなこともございますので、こういう結果が出てきたんだろうと思いますけれども、それ以外につきましては122%から359%と、大変利用されておるということでございますので、こういうことも介護保険制度に対するところの普及啓蒙といえますか、介護制度に対するところの考え方というのが、非常に意識というものが変わってきたことあるかなと、こう思っておるわけでございまして、それこれを考え合わせながら、14年度の見直しというようなものも考えてまいりたいと思いますが、何せ来年度におきまして、いずみの増床なりあるいはやすらぎの里の痴呆老人の対応というのものもあるわけでございますので、まずはそれをやっていかなくちゃならないと、このように思っております。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

滞納者に対する措置の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

御承知のとおり、社会保険制度でございますので、保険料が介護保険を運営していくための大切な財源になるわけでございますので、保険料を完納していただくということが大前提でございます。

滞納者については、督促、滞納処分と、それからその他の措置としまして、サービスを受けている方に対する現物給付から現金給付へ、これは償還払いというような表現してはいますが、こういった措置、さらには保険給付の一時差し止め、さらには保険給付から保険料への振りかえ、こういったような措置があります。

寒河江市についてどうするかということにつきましては、これから検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 利用状況については、非常に良好な伸びを示しているのではないかというようなことだったんですが、やはりこの保険制度については、社会全体で介護を支えるというふうな観点から発足した制度でありますので、伸びてもらわなければならない制度なわけです。しかし、この制度には非常に大きな欠陥があるというふうに思うんですが、それは今まで、措置制度であった場合、入所者の場合なんかですね、施設に入所していた方の場合なんかの例を見ますと、これは所得段階に応じて負担をしていかなければならなかったわけです。

ですから、低所得者はその措置によって、ゼロ円から安い料金で入ることができたわけですが、今度はそういう垣根が取り払われて、全員が一律の料金というふうになったわけです。ですから、これについては、高額所得者で非常にたくさんの措置費を出していた方たちにとっては、非常に有利な制度になったというふうに思いますけれども、低所得者の方にとっては、保険料を支払わなければいけない、また利用料は皆均一な料金を払わなければいけないということで、非常に大変な方も出てきたということだと思います。

ですから、この利用につきましても、アンケートの結果からも、自己負担が重いので、なかなか自分の希望する介護が受けられないというような方も出てくるのだというふうに思っているところです。

そこで、要介護者の実態を知る上で、所得別の利用状況を知る必要があるのではないかと、私思うんです。共産党の山形県委員会が実施したのは、この所得別の利用状況を調べるものでした。ですから、この所得段階において、どれくらいの介護度の人が出て、どれくらいの利用をしているのか、そういうことがはっきりと出てくるわけです。

この調査によりますと、低所得者ほど介護が重くなっている、そして利用する介護料金ですか、介護度に対する限度額に対する利用料金、これは少ないというふうな結果が出ているというふうに聞いております。

低所得の方といいますのは、やはり住環境あるいは食生活、それから健康管理、そういうものがなかなか十分にできない。ですから健康状態もすぐれない、そういった状態から介護が重くなっていく、介護度が重くなっていくという状態があらわれてきているというふうに思います。必要な介護であっても、利用料が払えないために介護を受けられない、そういう状態がこの調査からあらわれてきていると、寒河江市の状態はどうなっているのか、これを調べていく必要があるのではないかと思います。

寒河江市には、これに対応できるパソコンのソフトがないからできないということだったんですけれども、これからずっとこういう介護保険が続いていくわけでしょうから、この実態を調査する上で、そういう機能を持ったパソコンの組みかえというものの、ぜひこれはしていただきたいというふうに思うのですが、それについて市長はどうお考えか、お伺いをしたいと思います。

それから、保険料の徴収の状況についてお伺いしました。保険料が納められない方に対しては、この介護保険法にあるように、一時的に給付の差し止め、そういうことが行われるというふうなことだったんですけれども、このたびの議会に保険料の条例改正の議案が出ております。これは、介護納付金が増額されたために、現在の案分率では足りなくなるので、見直しをするということですが、最初、私たち去年の介護保険が始まる時には、介護納付金の額によって、その案分率が見直されるなどという話は聞いていなかったわけです。

ですから、その決まった案分率でいくものなのだろうというふうに思っていたんですけれども、介護納付金が多ければ、その案分率を引き上げていく、そういうふうな条例が出されますと、議案が今回出されているわけですが、何かこうだましうちをされたような、そんな感じがするわけですね。

それで、この案分率の限度額は7万円、そのまま据え置きをしていくということですから、総額を引き上げていくということは、下の段階が上がっていくということだというふうに思います。ですから、今でさえも大変だと言っている保険料、これがまた引き上げをされる、増額をされるということになりますと、これは本当に払う人にとっては大変な保険料になるのではないかというふうに思うんですけれども、このことによって、滞納者、

また保険税が納められないという人がたくさん出てくるのではないかと心配をされるわけです。ですけれども、こういった方々が医者にもかかれない、または介護保険も受けられないというようなことにならないように、これは市長ぜひ、考えていただきたい。

医療保険証を取り上げるというようなことがありますし、提出しない場合には、10万円以下の過料をすると、過料を課すというような規定があるわけですが、困っている人に追い打ちをかけるような、そういうことはやらないでほしいというふうに思います。こういうふうな状態になった場合、この医者にかかれない人たちは一体どういうふうになるんでしょうね。救済の措置というのはあるんですか。これは制度なんだから仕方がないというふうに市長はお考えなのかどうか、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

それで、これ3問ですので、これで終わらせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 サービスの利用というのは、いろいろ1問でも申し上げましたように、家庭の状況とかあるいは本人の考え方によっても、これも違うんだと思っております、必ずしも所得がストレートで利用率につながるんだと、こういうような物の言い方でございますけれども、必ずそれだけでは、私はないのじゃないかなと、こう思っております。

そういうことで、調査をしてみてもというふうな話があるわけでございますけれども、本当にこういうことをやらなくちゃならないのかというようなこと、あるいはパソコン等々、あるいは機械等々というようなことを含めて、対応できるのかなというようなことを、考え合わせて検討課題だなど、このように思っております。

それから、国保税のうちの介護分が税率の改正をしなくちゃならないということで、今回提案させていただいております。国保審議会等々におきましても、十分御議論をちょうだいしまして、そして御理解を賜ったので、今議会に提案させていただいております。これも議員がおっしゃるように、国に納付するところの額が伸びたというようなことございまして、制度上、このように最初から決まっておりますので、まだ制度、制度というとおっしゃられるかもしれませんが、最初からこういう制度というものが出ているわけございまして、そういう中での措置だと、こういうふうに御理解いただきたいと思っております。

## 猪倉謙太郎議員の質問

佐竹敬一議長 次に、通告番号12番、13番について、3番猪倉謙太郎議員。

〔3番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 私は、緑政会の一員として、12番、13番に通告してある点について御質問をさせていただきます。

市長におかれましては、12月の市長選挙におきまして、市民の全面的な御支持を受けて当選され、引き続き市政運営に当たられますことを心からお祝い申し上げ、健康に留意され御尽力くださいますよう、御期待申し上げます。

早速質問に入ります。若干風邪をこじらせておりますので、聞きにくい点もあろうかと思っておりますけれども、御容赦を願っておきたいと思っております。

水田農業の課題についてお伺いをいたします。

戦後の高度成長期以降、大量生産、大量消費、物質経済中心の社会を歩んできたが、その結果、都市への一極集中による都市生活環境の悪化や農村部における過疎化の進行、工業化に伴う環境の汚染や破壊など多くの弊害も生ずる結果となり、こうした状況を背景に、人間らしいゆとりと安らぎのある生活を望む傾向が、最近一段と強まってきたことは、御承知のとおりであります。

農業、農村を取り巻く情勢も、過疎化、高齢化の進行に伴い、耕作放棄地の増加など、地域農業の活力の低下や、さらに追い打ちをかけるような、米価をはじめとする農産物価格の低迷による経営環境の悪化など、極めて厳しい状況にあることも御承知のとおりであります。

米の生産調整が、今後も継続される見通しの中で既に米の生産調整については、昭和46年から開始され、この間、米の需給均衡を図るための対策が、いろいろと実施はされてきたわけですが、需給均衡の回復には至らず、30年間に渡る減反対策も、何らの結果も出せない状況にあるわけです。生産者は、国の減反政策に積極的に協力し、取り組んできたが、米価は下落をしたわけです。

また減反に協力すると、米価は下がるのではないかという不満、昨年も100%を超える転作に協力した、けれども、また割り当て面積がふえたという不平、年にとって農業者年金をもらっているが、これからも安心してもらえるかという不安、後継者はいないし、田畑をどうするか、耕作放棄をするしかないのかなというあきらめ、これが農家の偽らない心境であり、水田農業の課題でもあるわけです。

こうした課題を抱えた水田農業について、どのようなお考えをお持ちかをお尋ねをいたします。

次に、転作田の畑地化についてお伺いをいたします。

地域の特色が問われる地方分権時代にあって、農業とりわけ米づくりの進むべき道を真剣に模索しなければならない現状にあるとき、国の減反政策は農業を萎縮させて、生産者が安心して米づくりのできるように、余分な水田は公共事業で畑地に転換するとの知事の明言は、さらに一層強化される生産調整対策に苦しんできた農業団体、生産者にとっては、大きなインパクトであったものと思われまます。

この発言を受けて、県は新年度予算に水田の畑地化の独自事業を盛り込み、新年度の事業として県内4カ所に1ヘクタール程度のモデル圃場を設置し、秋以降4ブロックでそれぞれ1カ所、数十ヘクタール規模の畑地造成に取り組むというもので、畑地化の手法は3つのメニューがあるわけですが、生産者負担をゼロにするという点は、全国に例のない、先進的な事業であります。

しかも、県内の減反面積3万ヘクタールを5年間で畑地に転換し、転作田を固定する畑地化のメニューは、一つには水田下の硬盤を破碎し、排水路に取りつける転作畑対策事業であります。二つ目は、水田の一部を数年単位で畑地としてローテーション使用する田畑輪換対策事業であり、三つ目は、盛土で完全に畑地に転換する樹園

地等永久転換対策事業の3つであります。10アール当たり、標準的事業費は1が15万円、2は3万3,000円、ただし受益者負担が5%あるわけですが、市町村において負担行為は検討していただくというような状況になっております。この3番については97万円、この3番の事業費が突出しているわけですが、生産調整に伴う経営確立助成金が出ない果樹園としての利用を想定しているからであります。

リスクが生ずる分は、県が応分の負担をして対応するなど、進めるに当たっての解決すべき課題は、極めて多いものと考えますが、事業の成否が減反対策、生産調整など、今後の農業、農村の活性化を大きく左右する、重要な施策と思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度についてお伺いをいたします。

農業基本法に基づき、本年度より中山間地域等直接支払制度が実施されたわけであり、この直接支払制度は、農業生産活動条件が不利な中山間地において、担い手育成、農業生産活動の維持を通して、耕作放棄地の拡大に歯どめをかけ、国土の保全や水源の確保、良好な景観形成など、多面的機能を確保するというものであります。

具体的には、平地と中山間地との生産費の格差を上限として、直接財政支出によって差額を支払う制度であります。本制度の導入は、今後の中山間地農業の存続維持に唯一の施策として期待され、スタートとなったわけであり、耕作放棄の拡大は、ただ単に農村集落の崩壊だけではなく、農業の持つ多面的機能が発揮されなくなることに繋がるわけであり、

そこで、多面的機能を農水省の評価をもとに計算された、山形県の農業の持つ多面的機能の評価額は、年間2,053億円であるとされています。その内訳として、洪水防止機能が989億円、水源の涵養機能が549億円、保健休養、安らぎ機能が377億円など、そのほかに土壌浸食防止、土砂崩壊防止などの機能があるわけです。こうした評価額の半分は、中山間地が占めている状況にあります。

県がまとめた生産者の集落協定を認定した農地の面積が38市町村で、当初見込んだ面積の47%、6,643ヘクタールにとどまったことが明らかになったわけですが、県の試算と実際の協定面積に食い違いもあったようですが、いずれにしても、せっかくの制度が生かされていない。この制度は特に5年間の協定が条件となっており、途中で耕作をやめることになれば、支払われたお金を返還しなければならない、高齢化が著しい中山間地において、5年間も農業を続けていく自信がない、協定を見送るなどの中山間地における農業の厳しい現実を感じざるを得ない状況にあります。

本市においても、中山間地域直接支払交付金で、中山間地域の農業、農村の活性化を図ることを明示して取り組んでいるわけであり、集落協定の締結の経過と結果について、あわせて結果を踏まえて、今後どのように取り組んでいかれるのかを、お伺いをいたします。

ここで、要望をしておきたい点がございますので、申し上げたいと思います。

ことは、大変な豪雪に見舞われ、雪害調査が進み、中山間地域の被害状況が明らかになれば、さらに重大な事態が予測されますので、雪害対策には十分な対応をとられるよう、御要望申し上げたいと思います。

次に、少子化対策と保育行政の充実についてお伺いをいたします。

我が国の少子化が急速に進み、女性1人が生涯に産む子供の平均数である合計特殊出生率は、人口維持に必要な2.08を大幅に割り込み、1.34と過去最低を記録しております。このまま少子化が進めば、人口は急激に減少し、50年後には約1億人、そして100年後には6,700万人と、現在の人口のほぼ半分になると推定されております。

人口の激減は、労働力人口の減少や経済成長の妨げ、現役世代の負担が増大し、手取り所得の低迷、さらには福祉や医療介護など、社会サービスができなくなるといった深刻な問題をもたらすと同時に、少子化対策は緊急を要する重要課題であり、特に少子化の原因とされる晩婚化や未婚率の上昇がこのまま続き、子供の数が減る一方では、日本の未来は危機的な状況にあることも指摘されるところであります。

しかし、テレビの集団見合い番組は、依然として人気があるようです。そして、友達の結婚披露宴に出席した

若い女性の多くが、私も早くと思うように、結婚願望は決して少なくないと思われませんが、結婚対策をどのように進めてきたのかをお伺いをいたしたいと思います。

今や、子育て支援は地方自治体の中心的課題であり、女性の社会進出を保障する上で、保育行政の充実が欠くことのできない状況にあります。しかし、子育ての問題点として、男性は教育に金がかかる、女性は自由時間がなくなることの理由を挙げ、子育て中に夫婦がともに働ける環境整備が急がれるところであります。

両立できる社会システムを確立することが急務であり、深刻な少子化傾向に歯どめをかける意味において、21世紀を活力ある社会にするために、少子化対策臨時特例交付金が交付された経過があるわけですが、特例交付金は地域の実情に合わせ、市町村が展開する幅広い取り組みに対し、国が緊急的に交付することで、少子化対策を促進することがねらいであります。少子化対策臨時特例交付金の具体的な事業展開、その成果、そしてあわせて保育所の入所率や希望申込者等の待機状況などもお伺いをいたします。

女性の働く条件も大変厳しくなり、職場も多様化すると同時に、保育に対する要望も広がってまいります。子供たちが安心して過ごせる場所としての保育所の役割が、一層大きくなり、長時間保育、休日保育や夜間保育など、要望にあわせた保育内容が求められる、また高齢者との交流など、積極的に進め、地域にお年寄りと子供の声が響く情景こそ、地域づくりの欠かせない条件であると思います。高齢者と子供をつなぐ生涯学習の場と、保育所との併設、あるいは保育施設と幼稚園の一体化した施設などを視野に入れ、21世紀の要望にかなう保育所を、西部地区に新たに増設できないかなどについてお伺いをいたしまして、私の第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、水田農業の問題でございます。

米の生産調整につきましては、過剰生産を抑制すべく、昭和45年から二十数年にわたって食管法に基づく国の統制のもとに進められてきましたが、平成7年の食管法にかわる食糧法の制定によりまして、農業者みずからの取り組みとされ、行政はそれらを支援する立場とされてきたところでございます。

このようなことから、平成8年からの生産調整は、全国農業協同組合中央会を中心とした農業者の主体的な取り組みとして実施されておりますが、ここ数年は豊作続きと米の消費減少傾向によって、米余り現象が生じており、生産調整の効果が十分に発揮されない状況となっております。

食糧法の施行によりまして、米についても野菜や果物と同じように、市場原理が導入されましたので、供給過剰になれば、価格の下落は避けられないものであり、生産調整はこうした需給のバランスを保つために、生産者がお互いに協力をし合いながら取り組んでいるものであります。

しかしながら、昨年10月末の米の在庫は280万トンに達しており、日本で消費される1年間の米の量の実に3割にもなっております。非常時を勘案した適正在庫は150万トンとされておりますので、大幅な需給ギャップが生じているわけでございます。

こうしたギャップの解消に向けて、国では昨年9月に、平成12年緊急総合米対策を取りまとめ、海外援助用として75万トン、家畜の飼料用として15万トン进行处理することに決めたほか、平成13年の生産調整目標面積を約5万ヘクタール拡大することとしたことは、御案内かと思えます。

その結果、生産調整目標面積は、全国規模で101万ヘクタール、本市においても昨年より40ヘクタール多い697ヘクタールという、かつてない規模となっております。この697ヘクタールというのは、水田面積1,882ヘクタールの37%に相当するものでございます。非常に厳しいものでありますが、需給ギャップを解消し、米価を維持していくためには、やむを得ない取り組みかなと考えておるところでございます。今後、本市の水田農業を確立していくためには、担い手を中心とした地域営農を確立していくことが大切だと思います。

それから、売れる米づくりと、そして収益の上がる転作を推進していく必要があるかと思えます。

まず第1点の地域営農の確立でございますが、そのためには、用排水路や農道などの農業生産活動のための条件整備や、高品質、安定生産のための施設化の推進など、これまで実施してきたさまざまな支援策を引き続き実施するとともに、担い手の農地の利用集積や、作業の受委託を進めていく必要があると思っております。

そして、その担い手を中心に、地域内の話し合いによる農作業の役割分担を決め、地域の農業、農地は地域の農業者が守るというシステムづくりが大切でございます。市でも、こうした取り組みについて、積極的に支援してまいりたいと考えております。

具体的には、本年から三泉地区において認定農業者や流動化推進員などの関係者で組織する農用地利用改善組合が中心となって、農地の利用集積に取り組むことになっておりますが、農業委員会など、関係機関、団体との連携を図りながら、支援してまいりたいと思っております。そして、この三泉地区をモデルに、各地区にそういった取り組みを波及させていきたいと思っております。

2番目の、売れる米の生産でございます。連檐した水田などの好条件下での規模拡大を進め、効率化と生産コスト低減を図るために、おいしい米づくりに向けた取り組みを進めていく必要があります。あわせて、多様な消費者ニーズにこたえ、減農薬米や低アミロース米生産などにも取り組み、産地間競争に打ちかつところの売れる米づくりを支援してまいりたいと思っております。

三つ目は、収益の上がる転作でございます。

昭和62年から平成4年まで、本市独自のさくらんぼ転作推進事業というものを推進し、100ヘクタール以上のさくらんぼを新植したところでございますが、今それらが結果樹となっております。さくらんぼについては、これまで結実確保のためにポリネーションの実施や、防霜器、それから開薬機、人工受粉機などの導入を支援してきたところであり、昨年からはさくらんぼ生産振興事業によりまして、雨よけハウスの整備を支援してきたところでございます。

さくらんぼについては、市場からの出荷要請があることや、観光もぎとりが増加していることなどを見ても、まだまだ需要があると思っております。農業従事者の高齢化などの課題もありますけれども、農道整備や畑地かんがいなどの圃地条件というものを整備いたしまして、新植を促していきたいと思っております。

また同様に、転作対応として補助事業活用者がバラハウスの整備を支援してきたところでございます。今では日本一のバラの産地となっております。こうした本市の転作への取り組みが、今の農家の所得につながっていると自負しているところであります。今後もこのように、収益の上がる転作を推進すべく、対策を講じてまいりたいと思っております。

次に、転作田の畑地化の御質問がございました。既に県の施策あるいは県の予算ができましたので、先ほど発言ございましたように、御案内かと思えますけれども、この事業は転作田を畑地化して、転作作物の本作化、安定生産につなげようと県が打ち出したものでございます。

御指摘のように、平成13年度はモデル的に、県内4地区におのおの1ヘクタール程度実施し、平成14年度から水田畑地化基盤強化対策事業として、本格的に実施されるものでございます。また、御案内のように、詳しい要綱等は示されておられません。要綱案によれば3つの畑地化のメニューがあると、こういうことでございました。採択条件としましては、事業区域の大半が団地化されていること、それから主として生産組織や担い手農家が、転作地での営農を行っていること、そして受益面積が5ヘクタール以上あることとなっております。

この事業に取り組むには、地域の合意形成が何といたっても基本になりますので、多くの課題があると思っております。そのうち三つを申し上げますと、第1に畑地化する農地の選定と団地化が挙げられます。これには、地域の生産者や農地の所有者の合意のもとに農地を再編する、難しい作業が伴ってきます。交換分合や農地の資産保有意識の排除なども想定されるわけでございます。

第2に、作付体系の確立が挙げられます。これには収益が上がり、農業経営が成り立つ作物を選定していく必要がありますが、輸入農産物が増加し、価格低迷が続いている現状においては、なかなか難しい課題でございます。また連作障害への対応も考慮していく必要があります。

そして三つ目には、生産者組織や担い手の育成確保が挙げられます。水田と異なり、人手がかかる畑をだれが耕作するのか、新たな耕作者の確保が求められています。

三つと言いましたけれども、四つ目もあるわけでございまして、作業機械の整備の問題でございます。水田については、機械化が相当進んでおり、面積当たりの労働時間が少なく、耕作が比較的容易になっておりますが、畑作物については、まだまだ人手に頼る部分が多いのでございます。作業が大変になってきます。

また、新たに機械を導入するには、負担が大き過ぎるといいます。いずれにいたしましても、今申し上げた諸々の問題をクリアし、地域の合意形成を図っていくことは大変なことであると考えております。市といたしましては、これらのことに対する農家の意向等を見守りながら対応してまいりたいと思っております。

次、中山間地域直接支払制度の問題でございます。

中山間地域は、河川の上流部に位置しており、農業生産活動を通して、洪水の防止や水源の涵養、保健休養、安らぎの場の提供など、さまざまな機能を有しており、国民全体の生活基盤を守る重要な役割を担っております。

しかしながら、御案内のように、中山間地域は特に高齢化が進んでおり、平たん部と比べ農業生産条件も悪く、収益も低いことから、耕作放棄などによる農業の持つ多面的機能の低下が懸念されております。

このため、中山間地域の条件の不利補正として、耕作者に直接交付金を支払い、農業生産活動を支援し、耕作

放棄を防止し、中山間地域の持つ多面的機能を維持していこうと、この制度が導入されたわけでございます。

本市では、特定農山村法指定地域の白岩、高松、醍醐地区と、県知事特認の柴橋地区が対象となっております。また、対象面積は1ヘクタール以上のまとまりのある農地で、勾配が20分の1以上の田、15度以上の畑の急傾斜農地と、勾配が100分の1以上の田の緩傾斜農地となっております。ただし、緩傾斜農地については、急傾斜農地と物理的に連檐していること、耕作放棄や高齢化が、基準以上に進んでいる集落にあることなどの条件がついております。そして、5年間以上農業生産活動を続けることとなっております。

地元民に対する周知方についてでございますが、昨年2月の箕輪公民館を皮切りに、該当地区内10カ所において説明会を開催し、制度内容の周知に努めてきたところでございます。

さらに、その後におきましても、地元の農業委員会や地区の代表者の方々から協力をいただきながら、説明会を重ね、該当農地の取りまとめを進めてきたところでございます。

その結果、5年間の耕作継続に不安があった農家の方々においても、合意形成がなされ、7つの集落、谷沢、慈恩寺、留場、田代、幸生、楯、上野において協定が締結されたところでございます。

今年度の協定農地面積は、急傾斜農地の水田が84.8ヘクタール、畑が7.4ヘクタールとなっております。高齢化率、耕作放棄率が高く、農業生産条件の不利性が認められた緩傾斜農地が、13.5ヘクタールとなっております。合わせて105.8ヘクタール、団地数で33、協定に参加した農家数が188名となっております。

この直接支払制度というものは、直接耕作者に交付金を支払うという、我が国農政史上、初めての施策であることから、事業の実施に当たりましては、国民の理解を得られるような透明性の高い仕組みと運用が求められております。したがって、農地面積や勾配については、航空測量や現地での実測を基本とするなど、だれからも了解していただける取り扱いとすることとしております。

今回申し出がなされた農地の中には、勾配が基準に達しなかったところもございました。関係農家の方々には、航空測量の成果をお見せしながら納得していただいたところでございます。また、勾配や面積要件を満たしてはいるものの、関係農家の意見がまとまらず、協定締結に至らなかったところが2カ所、約4ヘクタールあります。これらについては、せっかくの制度でございますので、今後協定締結に向けて、再度働きかけをしてみたいと思います。また、今年度締結になったところについては、農業生産活動が継続されるように、引き続き指導してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、お話しがございましたように、5年間集落協定というものを継続していかなくちやならない問題でございます。中山間地の農村、農業のあり方に大きな影響を及ぼしてまいりますところの問題でございますので、そういう中山間地の農村、農業という観点からも、煮詰めてまいりたいと思っております。

それから、雪害対策に触れられましたけれども、今後被害がなお雪どけとともに出てくるのが考えられます。そしてまた、その復旧に対しての額といたしまして、あるいは程度というものもあらわになってくると思っております。それらの実態というものを見詰めながら、十分国・県等の状況も探りながら、市といたしての対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、少子化対策の何点かの御質問がございました。申し上げます。

国の少子化対策推進基本方針では、少子化の進行は社会経済のさまざまな事象を背景とするものであり、少子化対策は何か一つやれば、それでよいというものではなくて、総合的に取り組む必要があるとまとめております。

その中での基本的な考え方としては、特に出生率が低下した主な要因を、仕事と子育ての両立の負担感や、子育ての負担感の増大を背景とした晩婚化の進行や結婚に対する意識の変化による未婚率の上昇ととらえ、こうした負担感を緩和、除去し、安心して子育てができるような環境整備を進めることにあるとして、家庭や子育てに夢や希望を持つことのできる社会にしようとするものでございます。

本市においても、平成10年3月に子供の健やかな育成のための環境づくりを基本理念とした寒河江子どもプランを策定いたしまして、これまで積極的に児童の健全育成と少子化対策の推進を図ってまいりました。平成13年

度においても、すべての保育所の一時保育の実施や地域の子供たちを対象とした保育所の地域開放、障害児保育の充実など、地域に根差した保育所づくりを進めてまいります。

さらに、認可外保育施設児童育成支援事業の充実や、家庭における一時的な保育援助システムを普及確立していくために、仕事と家庭両立支援特別援助事業に新たに取り組むほか、学童保育基盤の整備充実、それから乳幼児医療支給対象年齢の引き上げなどを図るなど、家庭や子育てに夢の持てる社会を目指して、安心して子供を産み育てやすい環境づくりを進めていくこととしております。

それから、結婚に対する考え方というものにつきましても、どう考えているかというようなお尋ねがございました。結婚対策をどのように進めてきたかということでございますが、まず、行政という立場からすれば、結婚や出生に対する基本的な姿勢としましては、結婚や出生は当事者の自由な選択にゆだねられるべきものであるを基本原則として踏まえた上での、出会いの機会、チャンスや集える場など、若者が自然に出会える環境づくりでなかろうかと考えておりますし、何にも増して、若者が生き生きとして活動できる定住基盤環境を確立していくことが肝要であると考えております。

こういう観点からしても、本市はこれまで、若者の雇用の場を拡大するために、優良企業を積極的に誘致しておりますし、若者が魅力を感じず、誇れる美しい交流拠点づくりが着々と整ってきております。

また、これまで、結婚相談所の設置や青年農業者交流パーティーの開催などのほか、だれでも自由に利用できるフローラ・SAGAEに語らいの広場を設けて、若者の出会いの場、機会が少しでも拡大されるような環境づくりに努めてまいったところでございます。

今後の取り組みとしましては、結婚に対する意識、考え方というものを、直接的に喚起させてまいることは大変難しいことではありますが、若者が自分の将来を考えるような場や機会を、さまざまな事業を通じて作り出していくことも大事なことであり、思春期における保健福祉体験学習事業の充実や少子化を考えるシンポジウムの開催などを検討してまいりたいと考えておるところでございます。

同時に、保育サービスの充実などを図り、子供を健全に育てられる環境づくりに努めてまいったところであります。今後も、若者や子育て家庭が、子育てに対する負担感が緩和されるような、あらゆる面での子育て支援施策の充実というものも、少子化対策の重要な課題であり、総合的に取り組んでまいる考えであります。

これらの推進、具現化が、結婚を促し、安心して育児のできる社会環境の整備につながり、若い世代の定住や子供を産み育てやすいと感じられる、夢を持てる地域社会の創造につながるものと考えております。

次に、少子化対策の臨時特例交付金、あれは子育て支援事業の取り組みと、その効果というようなお尋ねがございました。国では、地域の実情に応じて、市町村などが実施する保育所待機児童の解消をはじめ、効果的で創意工夫による幅広い保育、教育等の取り組みに対し、地域における少子化対策の一層の普及促進を図ることを目的に、少子化対策臨時特例交付金を交付することとしたものでございます。御案内かと思えます。

この特例交付金は、本市の就学前の子供の数と、それから保育所待機児童数により算定されますが、本市の場合は保育所には申し込みされた方が、全員入所できる状況にあることから、就学前の子供の数が基準となり、5,115万7,000円が交付されたところでございます。

本市では、この特例交付金に係る子育て支援事業というものを、保育所、幼児学級などの市の施設と、幼稚園、認可外保育園などの民間の施設を含めた就学前の子育て支援施設を対象として実施してきたところでございます。

この事業において整備しましたところの主な内容を申し上げますと、市の施設においては、三泉幼児学級の通級バス整備、みなみ保育所の外窓改修、にしね保育所のボイラー設備更新などの保育施設の整備をはじめ、幼児用簡易プール、環境ホルモン対策給食食器購入など、保育環境の整備を行い、この11年、12年の2カ年で合わせて3,023万5,000円となるものでございます。

それから、四つの民間幼稚園では、幼児プールの改修や保育室整備、園舎の塗装、教育備品の購入、遊具の整備など、また企業内保育所や認可外保育園などの五つの施設においては、通園バスの整備、保育室の整備、保育

備品、遊具購入等、保育環境の充実につながる事業への積極的な取り組みがあり、平成11、12年度の両年度で民間施設への交付額は、国から交付された交付金総額の約4割に当たる2,100万円となるものでございます。

民間施設においても、それぞれの施設で保育環境の充実に向けて取り組んでいただいたものと考えておりますし、市の施設においても、この事業により大きく保育環境を充実させることができます。

さらには、この事業を民間施設とともに取り組むことができたことにより、本市の子育て支援施設の役割とともに考えていくためのチャンス、機会にもなったものと考えており、施設への投資効果とともに、事業効果は大きなものがあった思っております。

次に、保育所の入所状況と待機児童のお尋ねがありました。

まず最初に、近年における市の保育所の入所状況を申し上げますと、10年前の平成3年度は、6施設全体で定員600名に対して466名の入所児童があり、入所率は78%でありました。その5年後の平成8年度は434名の入所児童で、入所率は72%となり、年々入所児童の数が逡減する傾向があったことから、平成10年3月に入所定員の見直しを行いまして、入所率の低かったみなみ保育所の定員を120名から90名に、しらいわ保育所の定員を100名から90名にしまして、現在の入所定員を560名としているところでございます。

では、12年度の状況を見ますと、途中入所者も含めまして、現在489名の入所児童があり、入所率は87%となっております。

では、翌年、平成13年度の保育所別の入所申し込み状況を申し上げますと、なか保育所が定員120に対して124、みなみ保育所が90に対して88、しばはし保育所が100に対しまして88、にしね保育所が100に対しまして81、たかまつ保育所が60に対して49、しらいわ保育所が90に対して55名の入所申し込みがあります。

保育所ごとの保育の実施は、家庭の育児環境を十分に考慮して、保育の実施に関する条例に定めた保育の実施基準に基づいて決定をいたしております。それぞれの保育所ごとの地域割することなく、家庭の育児環境に応じて入所を希望する施設を選んでいただいておりますが、本年度において、なか、みなみ保育所の保育時間を朝7時30分から夕方6時30分まで延長し、保育サービスを充実したことなどもあり、約44名の児童が所在地とは別の保育所を選択され、その中の約7割がなか、みなみ保育所に集中しております。

本市においては、今のところ、なか保育所が定員を4名超えておりますが、入所の円滑化対策という、こういう通知がございますが、それによりまして15%まで、オーバーしましても認められることから、保育所へ入所を希望される方は、すべて希望する保育所に入所可能であり、待機児童はいないものと理解しておるところでございます。

それから、西部地区に保育所の増設というような、ちょっと触れられたようでございますが、西部地区にはたかまつ保育所、しらいわ保育所の保育所が二つと、幼児学級が醍醐、田代、幸生幼児学級の三つがあります。さらに民間の幼児施設としまして、高松幼稚園があり、合わせると6つの就学前の幼児施設に115名の児童が入園等しております。

保育所と幼稚園の定員と入所児童の状況を見ますと、保育所はたかまつ保育所が定員60名に対しまして、11年度、12年度とも61名、しらいわ保育所が定員90名に対して11年度が46名、12年度が54名となっております。また、高松幼稚園は定員80名で、入園児童は平成11年度が31名、12年度が33名と報告をいただいております。

現在、たかまつ、しらいわ保育所では、地区外からの児童も受け入れており、きめ細かな保育サービスの提供と地域の子育て支援の役割を果たせる保育所づくりを積極的に取り組んでいるところでございます。西部地区全体の幼児施設の現状や、それぞれの地域の就学前の乳幼児の数の状況等を見るとき、さらに新たな保育所を設けることは考えておらないところでございます。

以上であります。

佐竹敬一議長 猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 それぞれの質問に対し、私の意を十分くんでいただきまして、本当に詳細なお答えをいただきまして、ありがとうございます。

そこで、平成13年度の生産調整に関する件につきまして、本市の目標面積が 697ヘクタール、37%というようなことで、本当に4割に近い水田の休耕がなされなけりゃならぬ、大変なことであって、目的達成が心配される場所でもありますし、また、価格を維持するための対策だと、こういうことが主張されているわけでもありますけれども、本当に価格が保障され、農家の所得が保障されるのかどうか、極めて難しい内容ではないかというふうに思います。こんなふうな観点から、やはり価格保障なり所得保障を、やはり要請、要望をしていかなければならぬのではないかとこのように思います。

それから、水田の畑地化についてですが、まずは地域の合意形成を図ることが必要であり、農家の意向を見守りたいということでもありますけれども、この件につきましては、さくらんぼの転作推進事業に取り上げて取り組むわけにいかないだろうかとか、やはり今までつくり上げてきた日本一のさくらんぼの里を不動のものにする中でも、やはりこういった事業の活用が、今後十分考えられるのではないかと。

あわせて、やはり将来の栽培の方向としては、低樹系栽培で高齢者やまた女性労働が主体になり、またあわせて観光農業の一環としてのさくらんぼ狩りに来られるお客さんの要請、要望、これ仕事柄、樹園地に案内をしての帰りに、苦情の対象となるのが、非常に高い位置で、台を借りても赤い実がとれなかった、こういうような苦情もあるわけですので、そんなこともあわせて、今後のやはり県内外から来られるお客さん方に対応できるさくらんぼの園地づくりという意味合いからしても、やはり考え合わせてはどうかと。

さらに県段階ではこれを最上、庄内を含めてのさくらんぼの産地形成を拡大していこうと、こういう形もあるようではありますが、やはりこれだけは適地適作で、各県外、多くのさくらんぼが採植されたという話題が極めて大きかったわけでもありますけれども、さほど、まだ生産的な面で、寒河江のさくらんぼがさらに日本一を続けているというようなことを踏まえて、やはりひとつ考慮すべき点ではなからうかというふうに思います。

それから、中山間対策の一環としても、やはり花木生産、先祖からわざわざ引き継いだ美田を雑木林に、また山にかえす、本当に情けない状況からすれば、やはり先祖の霊に感謝する意味にもおいて、花木を植えながら、やはり感謝の意を表しながら、景観形成をされるというようなことも考えてみてはどうかというふうに思います。

やはりこの件は、極めて事業を進める上での難問が数多くあるわけですね。やはりどんな手法で転作田を集約するか、この点に絞っても、休耕田は面積が連続して1カ所に集まっているわけではありませんので、1カ所へどのような形で集めるか、またはこうした場合に復田が無理だと、そういう事情も生ずるかと思えます。そうした場合の利用権や所有権の移転なんかも合わせて、大変な問題のあるところではありますけれども、先ほども申しましたが、事業の成否が減反対策の重要な施策であることには変わりはないと思うので、今後の検討をお願いしたいなというふうに思います。

それから、少子化関係についてでありますけれども、本当に質問以上に詳細なお答えをいただきましたこと、本当にお礼を申し上げたいというふうに思います。結婚相談所というお答えもありましたけれども、利用状況等について内容を含めて、どのような状況になっておられるのか、民間の結婚紹介所の利用は、極めて多い状況にある。しかしながら経費や会費、その他のトラブルが極めて多い状況にある、ということで、やはり行政がある程度信頼性をバックアップするような形で、しかも親にも相談のしない、話もしない息子、あるいは娘さん方の心境、心理をよく理解していただけるような施設を準備していかないと、やはり結婚という形が整って、子供が生まれるという形にはならないのかなと。

そういう点で恥じらいと個人的なプライバシーもあるわけですので、やはり広域的な形で、寒河江の人は山形で相談受けても、天童で受けてもというようなぐあい、広範囲にわたる広域行政の中でのそういう施策がとら

れてはいかなものかなというふうに思います。その辺もひとつお考えをいただければというふうに思っています。

それから、西部地域に新たなという点につきましては、十分内容等について、御理解できるんでありますけれども、やはり今後の地域に根差した施設として、保育所あるいは幼児学級などの統廃合が考えられるわけでありまして、いろいろな要素を併設していく、やはり地域ごとになくなってほしくない施設、あるいは新たにつくらなければならぬ施設などを、幅広く併設するような方向での御検討をいただければなというふうに思います。

特に、やはり今醍醐小学校の幼児学級なんかの点も、ひとつ踏まえて御検討いただければなというふうに思います。ただし、この件については要望を申し上げるところでありますけれども、結婚相談所関係等については、また新たなお考えがあれば、ひとつ示していただければというふうに思います。

以上、申し上げて2問にさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、先ほどの答弁の中で、誤って申し上げたことがございますので、訂正させていただきます。

たかまつ保育所の入所児童数は、60名の定員に対して94名と、こう申し上げたんですけれども、49名が正しいのでございまして、それから、さくらんぼでございますけれども、私もまだまだ需要はあると、このように思っております。議員がおっしゃるように、後継者難が論じられている段階でございますので、やはり管理しやすいような、あるいは今度観光に向きやすいようなというようなものにしていかなくちゃならないなど、このように私も思っております。

平成元年に、先ほど申し上げましたけれども、100ヘクタール新植しまして、そして現在、結果樹になっておるわけでございますが、それ以来、まとまって新植ということはやっていないわけでございますが、それだけに、さくらんぼを栽培、そしてまた管理していくということの大変さというようなことが、農家の方々にあるんだろうと思っておりますけれども、市といたしましては、なるべく農家に負担のかからないように、生産振興事業等を助成をしまして取り組んできたところでございますが、何にしましても、寒河江に來ましてさくらんぼが不足したというようなことのないような状態というものは、これはつくり上げてまいらなくちゃならないと思いません。

それから、花木産業だろうと思っております。花きそしてこれまた花木、そういうものをますます育成していく、そういうことは私は必要だろうと思っておりますし、せっかく緑化フェアというものがあるわけではございますし、花に対すところの国民の期待というものが、非常に強くなってきている時代かなと、このように思っておりますので、寒河江の場合でしたならば、花、緑に対して意識が向いてきておる状況にある中で、花木産業というようなものを、これを育てていくということも、これはやはりこれから取り組んでいかなくてはならない、そしてまたそれが取り組んでいっても、所得なりあるいは安定的に継続できるようなものになるのじゃないかな、こう思っておるところでございまして、いろいろその辺も、行政といたしましても勉強しながら、関係各位のお知恵を拝借してまいろうと、このように思っております。

それから、結婚相談所の数につきましては、取扱件数等につきましては、担当の方から申し上げたいと思っております。

やはり、取り組み方として広域的な対応というものが、やはりこれは必要かと思えます。いろいろ相談によりましては、広域的に情報を、これを交換しながらやっておるかとは思いますが、非常に成就した件数というものは、非常に低いということを知っておるわけでございますけれども、何とかそういうものを、いわゆるチャンスというものを相談員を通して、相談所を通してまとまっていくというようなことが多くなればなと望んでおるわけでございます。

それから、西部地区の幼児関係の諸施設につきましては、これから市部局と教育委員会部局等々で大いに議論していかなくちゃならない問題と、このように考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 結婚相談についての申し込み件数等についてお答えいたします。

昭和52年度からの資料でございます。昭和52年度から平成11年度まで、23年間で 217件の申し込み件数がございました。成立した件数は33件でございます。ただ、この成立した件数については昭和60年度までで、それ以降は成立した件数ございません。

近年、9、10、11年度と、9年度は1件、10年度1件、11年度3件の申し込み件数がございます。今年度、12年度はまだ1件の申し込み件数もございません。そんなところです。

佐竹敬一議長 猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 おわびを申し上げます。大変、懇切丁寧に御回答いただいたことに対し、失言があったようでありますので、おわびをしておきたいと思えます。

いろいろ御説明をいただきまして、本当に私の気持ちをくんでいただいて、しかも御理解いただいた答弁を誠実にお答えいただきましたことに対しまして感謝を申し上げて、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時44分

再 開 午後 3時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党を代表して、市民から強い要望のあったテーマについて市民の意を踏まえて質問いたします。

通告番号14番、ごみの減量化及び資源化について、市長に伺います。

最初に、事業系のごみの処理量の増加について伺います。

現代社会は、大量生産、大量消費、大量投棄の繰り返しに慣れ過ぎた今日、生活様式は向上し、高い利便性だけを求めてきた結果として、焼却場からはごみの焼却による猛毒物質ダイオキシンの発生や、埋め立て処分による環境ホルモンの影響など、ごみによる健康破壊、環境破壊につながる有害物質の発生の原因をつくりました。

こうしたことを踏まえ、国はごみ処理量やリサイクルについて、廃棄物処理法を改正し、資源リサイクル法、容器リサイクル法、家電リサイクル法を制定しました。ごみを大量に燃やしたり埋め立てするだけでなく、ごみの排出量を抑制し、排出されたものは可能な限り資源化し、再利用していくことが私たち一人一人に突きつけられた課題でもあります。

リサイクルの推進では、ごみを減らし、環境への負担を軽減していくいろいろな取り組みが、各自治体や事業所で実施されています。しかし一方では、ごみの総量は減るところか、逆にふえる一方のものもあります。

その一つに、今問題のペットボトルがあります。再商品化を契機に、生産量が急激にふえたのに、リサイクルが追いつかず、昨年のペットボトルのごみの量は、法施行前の2倍以上になるというありさまであります。

現在、リサイクルが行われているのが10本に1本分だけです。ヨーロッパ諸国のように、使用後の製品や容器の包装の処理費用を製品コストに内部化させてこそ、処理困難な製品の生産抑制、廃棄物の発生抑制の効果があります。

我が国では、こうした経済的措置を法律に盛り込まなかったのか、今後製品流通事業者が製品の破棄後の処理までの責任をきちっと果たさせることが、最大の課題だと思います。

ところで、平成12年度版寒河江地区クリーンセンター扱いのごみ処理状況によれば、ここ数年の寒河江市におけるごみ処理実績状況は、平成7年度で1万 1,664トンで、平成11年度では1万 343トンと、5年間で1,321トンも減少しています。

その原因は、家庭ごみが特に激減している状況にあるからです。この5年間の処理量を比較しますと、平成7年度では9,092トンで、11年度では6,639トンと、2,453トンものごみが減少しています。また、寒河江市のごみ処理計画によれば、平成11年度の家庭系ごみの排出量予測では1万 366トンとなっていますが、排出量実績から3,727トンと、大幅に下回っています。

この原因は、平成10年度から完全実施されたごみの有料化に伴う過重負担の影響によるものと、コンポスターなどを市民が自家処理した結果です。

市のごみ減量化推進プランによれば、平成17年度までに市民1人当たり100グラムのごみを減らすことによって、市の減量化目標が達成されると言われています。市民1人ひとりがごみの減量化に努力しているにもかかわらず、平成12年度クリーンセンター概要では、事業系のごみが年々増加傾向にあります。事業系ごみの処理実績は、平成7年度、年間2,573トンだったものが、11年度では3,704トンと、この5年間で1,131トンと、1年間で平均で226トンも増加しています。また、ごみ処理基本計画で示した事業系のごみの11年度排出量予測を589トンも上回る排出量になっています。この状況を見過ごすのではなく、対策を検討すべきだと考えます。

基本計画では事業者に対して、自己処理の原則を徹底するため、指導を強化する内容になっていますが、自己処理や減量化の指導を実施しているのか、また事業系ごみと産業廃棄物との区別のチェック体制は、どんな方法

で実施しているのか伺います。また、さらにふえつつある事業系のごみの減量化対策を、今後どのように実施されていくのか、市長の見解を伺います。

次に、有料化と分別収集の問題点について伺います。

寒河江市は、平成10年度よりごみの有料化と分別収集を実施してきました。その結果、市民は有料化によって、1年間のごみ袋の代金は、11年度1世帯当たり6,110円もの負担を強いられ、市民が支払った売上総額は、年間7,260万円にもなっています。

当初の有料化計画の説明の中では、この売上金は経費を差し引いた残りは、有料化による分別収集の啓発活動として使用していくとの説明でした。しかし現在は、この売上金は主に処理費用や施設維持費として使用しているとのことですが、市民との約束はどうなったのでしょうか。今後、現在のやり方を改め、市民の生活環境などのために還元すべきと考えます。

その一つとして、市民からは地域のごみ集積所の傷みがひどく、改装や改良を望む声が町内から多く出ています。現在、使用中のごみ集積所の多くは、分別収集以前に設置されたものがほとんどで、容量が小さく、収集日によっては収納できない状況にあり、また破損がひどく、収納が困難なものが多くなっています。

特に問題は、ごみ集積所からはみ出した生ごみなどが、カラスや猫などによってごみが散乱していることもあります。環境美化や衛生上も、その周辺は大変劣悪な環境になっているところもあります。現在、市においても、ごみ集積所設置補助金交付事業を実施していますが、予算規模が少額すぎます。こうした状況を踏まえ、集積所設置に有料化による収入の一部を還元すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、核家族と高齢化が進む中で、ごみ分別が複雑で、分別不可能な老人世帯や、分別が面倒で分別しない家族が多くなってきています。また、独身者をはじめ、アパート暮らしや老人世帯などでは、ごみの保管スペースがなく、アパート入り口、ベランダ、駐車場、空き地などに分別しないままに放置され、また部屋に入ればごみ袋が至るところに置かれています。

実際、家庭で分別のために収納ボックスを使用した場合は、3ボックスを最低3個も必要であり、容積も最低でも2立方メートルも必要になります。手狭な住宅環境に住んでいる市民にとっては、大変面倒で不便な分別法です。

また、分別未熟な方が排出されたごみは、すぐに赤いシールを張られ、その後始末は町会長さんや衛生組合長さん、たまには職員が回収する姿を見かけることもあります。そのほかに、現在の収集方法は、ごみ袋有料化による負担と11分別の分別負担を一方的に市民に押しつけた結果、その弊害が不法投棄の増加やポイ捨ての増加を招いています。

こうした実態を踏まえ、他の市町村では分別区分を減らし、その再分別を行政がみずから選別するシステムを整え、実施している自治体が多くあります。市民の分別負担の軽減を図ることによって、不法投棄やポイ捨てを防ぐ手だてにもなり、またごみの収集車の効率化にもつながります。市民の負担を軽減するために、分別収集を見直し、行政で分別作業を実施することについて、市長の見解を伺います。

次に、ごみ資源化と減量化の推進について伺います。

ごみ減量化に社会全体で取り組んでいこうと呼びかけが進められている現在、ごみ排出量を抑制し、排出されたものはできるだけ資源化して、再利用していくことが求められています。リサイクルの基本は、だれでも簡単に参加できるシステムをつくることです。

本市でも、資源化や減量化を推進していく立場から、資源化できるごみは、すべて無料で回収することを基本に据えるべきだと考えます。本市でも、子供会や各種団体が、集団資源回収を実施していますが、団体による資源回収は、平成11年度では年間1,091トンも資源として回収されています。集団回収も、地区によっては年2回程度行われていますが、町内によっては、都合のつかない場合は、延期ではなく中止する団体が多くなってきています。

また一方で、資源化できるものを保存期間が長いことや、スペース不足の理由から、ごみとして処分する家庭

が多くなってきています。このような状況の中で、資源をむだにすることなく、資源回収を図るべきだと考えます。新聞、雑誌、段ボールなどは、集積所を拠点に無料回収する方法を検討すべきと考えます。さらに、資源化できる瓶やアルミ缶などは、コンテナ方式の導入も検討すべき課題だと考えます。

このごみの資源化と減量化の推進する立場から、資源化できるものを一部無料化をぜひ検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、果樹の剪定枝や伐採枝と公園の刈り草などを堆肥化をすることについて伺います。

3月に入り、果樹農家の方々は、園地での剪定作業に追われています。ことしは、雪害による倒木や枝折れで、果樹農家にとって剪定どころか、被害木の処理作業に追われている状況にあります。

これまで、剪定枝の処理は園地内での焼却処理がほとんどです。また、街路樹や公園の樹木などの枝打ちされたものや、庭木手入れ後のごみや刈り草などの処分は、ほとんど自家処理や産業廃棄物として、産廃業者に処分しますが、その業者もほとんどが焼却処分しています。

ここ数年、大気汚染が進む中で、昨年7月から、野焼きの全面禁止がされています。農家に対する保護策で、稲ワラ、果樹の剪定枝などのほかに、伝統行事などに対しては除かれています。農家にとっては除外されたものの焼却処分する肩身が大変狭くなってきています。

この状況を踏まえ、ごみとして焼かれたり、朽ち果てたりしている剪定枝を、むだなく堆肥として使う樹木リサイクルを実施している自治体や事業所が多く出てきています。

堆肥化するには、剪定枝を破砕機にかけ、細かくチップ状にして積み上げ、微生物と太陽熱で約四、五カ月で堆肥が完成します。特に、大量に出る剪定枝の処分に困っている農家が多くなってきており、新たな受け入れ対策が必要になってきています。

本市においても、樹木リサイクル施設の整備を検討すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。また、農家が個人的にリサイクルを独自に検討している方もいます。幸い、その需要に添った小型破砕機が販売されています。リサイクルに対して感心が高まる中で、ぜひ小型破砕機にも補助金を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

最後に、ダイオキシン対策について伺います。

1999年、大阪府能勢町のごみ焼却施設解体中に、解体作業員の血中から通常の300倍近い濃度のダイオキシンが検出された問題は、私たち市民にとっては大きなショックでもあります。焼却炉のダイオキシンは、周辺土壌だけでなく、処理施設で働いていた職員、さらに解体作業員まで汚染の連鎖を広げました。

昨年12月に解体を予定した寒河江地区クリーンセンターの旧ごみ焼却施設の解体にも、大きな影響を及ぼしています。これまで、当局は、ダイオキシン汚染の心配はなく、安全基準を十分に満たしているとの説明を繰り返してきています。今回、緊急対策の実施に当たり、周辺土壌、水質調査を加えたダイオキシン精度調査を実施すべきと考えます。

また、新たなごみ焼却処理施設が昨年10月に完成し、試運転が行われています。間もなく西村山広域行政事務組合に引き渡されることですが、試運転中の排気ガス基準の示されないまま、いまだ排ガス基準値も示されず、不安を抱えている市民がいます。幾らコンピューター管理された最新設備であっても、火災事故が防げなかった問題など、また施設の周辺住民にとっては、特にダイオキシン汚染の不安を抱えています。

国・県の基準とは別に、周辺の土壌調査や水質検査と、焼却炉、煙突など、市民のために項目をふやし、ダイオキシン汚染調査を協力に実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、お答えいたします。

ごみの減量化、資源化についてでございます。

事業系のごみの問題、ごみは廃棄物処理法におきまして、一般廃棄物と産業廃棄物に分けられておりまして、一般廃棄物はさらに家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に分けられます。寒河江地区クリーンセンターは、一般廃棄物の処理施設でありまして、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を受け入れ、処理しております。

平成10年度に指定袋使用による有料化を実施した結果、ごみ排出量の大幅な減量化が図られており、平成11年度の本市の排出量は、家庭系ごみが6,639トン、事業系ごみが3,704トンで、合計1万343トンとなっており、これは平成4年度の排出実績よりも少ない量でございます。

このように、全体的に減少した中で、事業系ごみの排出の推移を見てみますと、平成9年度から3,263トンで、10年度が3,284トンと、確かに事業系ごみは増加しておりますが、その主な原因としましては、有料化に関する説明会等において、分別の徹底や減量化努力のお願いのほか、事業系ごみの出し方についても説明し、自己搬入をお願いしたことから、それまで家庭系ごみと一緒にごみ集積所に出されていたものが、直接搬入や業者委託による搬入など、適正に排出されるようになったためと考えております。

産業廃棄物が混入しているのではないかとということですが、中には産業廃棄物と一般廃棄物の区別がつかないものも多くありますし、搬入受付のときに、産業廃棄物の混入状況の一つ一つを確認することは、現実的には極めて困難なことではないかと思えます。

しかし、クリーンセンターでは、そのための努力はしておるようであり、受付の際、またはピット投入の際に、担当者が可能な限り排出事業所を確認し、明らかに産業廃棄物であると認められるものや、処理不可能なものについては、持ち帰りや他の適正な処理を指導していると聞いております。

各事業所からは、市に対しても分別等の問い合わせが数多くありますが、このときにも、産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理の方法、減量化とリサイクルについて指導しており、今後チラシ等による啓発も考えております。

事業系ごみの中で、特に排出量の多いのが産業廃棄物であるプラスチック類と聞いております。これまでの受け入れ経過から見て、一般廃棄物の中に混在する産業廃棄物については、区別が難しいため、すべて持ち込んできた事業所とか、ごみの内容の確認等により制限をする必要もあるのではないかと考えております。

また、大量に排出しているような事業者につきましては、クリーンセンターの協力を得ながら、排出の実態を調査し、減量化計画の策定など、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

それから、有料化と分別収集の問題点についてお尋ねがございました。有料化は、排出量に応じて処理費用の一部を負担していただくことにより、公平性を確保するとともに、排出抑制努力へのきっかけとし、あわせて行政負担の軽減を目的として、平成10年4月に実施したものであります。先ほど申し上げましたように、市民の協力のおかげで大きな減量効果を上げることができました。

指定袋使用による分別収集は、ごみの資源化を目的に実施したのですが、これも定められた分別区分に従った排出が徹底されたことにより、良質のリサイクル原料として高い評価をいただいているところでございます。

有料化に伴う収入を、ごみ集積所設置補助等に還元できないかというようなことでございますが、指定袋販売による収入は、有料化の目的のとおり、主として袋製造や販売に係る諸経費及びごみ処理費用に充当されておるようでございます。これは、本市の分担金の軽減に大きく寄与するものであり、結果的には、市民に還元されているものと考えております。

また、ごみの収集は各市町が行い、中間処理及び最終処分につきましては、広域により処理する体制をとって

おりますし、ごみ収集に係る各市町の状況も異なりますので、ごみ集積所等収集に係る部分に対しましては、各市町で対応すべきものではないかと思えます。

それから、市民が排出する段階での分別区分というものを少なくし、収集後に行政が分別すべきでないかということでもお尋ねがありました。リサイクルの推進により、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指している現在においては、これまでのような、市民は単にごみを出せばよく、行政側がすべて処理するものとの考え方は、過去のものと考えております。

ごみが排出から再生資源となるまで、各段階において市民、事業者、行政が相互に協力しながら、役割を分担し、一体となって進めることが重要だと思えます。仮に、収集後に行政が分別するとなれば、新たな大規模施設の建設を含め、処理体制の大幅な変更が必要となり、建設費及び維持管理に要する多額の分担金を支出しなければなりません。また、市民のごみに対する感心を薄れさせ、リサイクルへの意欲を低下させることにもなると思われまます。このようなことから、今後とも排出段階での分別を継続していく必要があると考えております。

現在の分別区分は、容器包装リサイクル法の完全施行を契機に、燃やせないごみの中で、再利用できるものを資源ごみとして排出することにしたものであり、平成10年度に9区分、平成12年度には11区分に増加しました。御案内かと思えます。また、4月からはブラウン管式のテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機についての処理ルートが変わり、粗大ごみとしての収集はされないこととなります。分類の種類は、他の市町村と比較して、多くはないものと思っております。

今後においても、リサイクルの推進に向けた収集品目の増減や分別区分の変更があることは十分考えられ、家庭での分別・保管には苦労もあるかとは思いますが、折に触れ、分別徹底の必要性と重要性について理解を求め、御協力をお願いしていかねばならないと考えています。

なお、家族構成の違いにより出されるごみの種類や量が異なっていることから、排出の利便性を考慮し、4月からの使用に向けて、小型の指定袋を製造し、3月中旬までに取扱店に並ぶよう、準備しているところでございます。

次に、ごみの資源化と減量化についてでございますが、本市の資源化と減量化についての取り組みといたしましては、集団資源回収への支援、生ごみ処理機購入への助成、市民による自主的活動への支援、不用品のあっせん、意識啓発などがあるわけでございます。これらの施策は、ごみの減量化及び資源化に重要な役割を果たしており、大きな成果を挙げていると考えております。集団資源回収は、地域の子供会や小学校PTAなどにより、毎年春と秋に実施されておまして、平成11年度の実績は、実施団体数が87団体、回収量が1,091トンとなっております。奨励補助金の交付額はおよそ375万円であります。

回収品目で最も多いのが、新聞、雑誌等の紙類であります。古紙市況が低迷しているため、回収業者と協議し、引き取りの協力を得ながら実施している現状でございます。集団資源回収は、市民に定着しており、また減量化に果たす役割が極めて大きく、子供たちのリサイクルに対する意識高揚と、教育効果も高いことから、今後とも継続し、実施団体の拡大と回収量の増加に努めていかねばならないと考えております。

それから、コンテナ方式によるごみ収集の話もありました。全国的に見た場合、コンテナ方式により分別収集を行っている市町村が数多くあることは承知しております。しかし、これらの市町村は本市と比較して、多くの点で条件が異なっておる場合が多いようでございます。

また、このことについては平成10年度から分別収集を実施するに当たり、既に検討しておまして、採用すべきでないとの結論に至った方法でございます。コンテナ方式による収集を実施する場合は、第一に集積所の問題があります。コンテナを並べる場所が確保されねばなりません。本市においては、全市内一定範囲ごとに、広い場所を確保することは困難であります。

また、冬季間における積雪の問題もあります。市がコンテナを設置する方式では、前日にコンテナを配置しなければならず、洗浄や補充の必要があり、盗難の心配も出てまいります。有料処理との関連では、だれが排出し

たごみなのかかわらず、公平な負担の確保が不可能であります。そのほか、積みおろしや環境美化の面でも、よい方法とは言えないと考えております。このようにコンテナ方式は、雪の影響のない地域や、無料収集の市町村などでなければできない方法であり、今後とも採用する計画はありません。

次に、剪定枝や枯れ草の堆肥化について申し上げます。

庭木などの剪定枝や刈り草につきましては、クリーンセンターでは一定の条件のもとで受け入れており、これを焼却処理しております。しかし、果樹農家の剪定枝は、一定期間の中で集中的に、しかも大量に排出されるものであり、また産業廃棄物であることから、クリーンセンターでの処理は困難であり、受け入れることはできない状況であります。

堆肥化のためのリサイクルプラントを建設するかどうかというようなお尋ねもありましたが、大規模な施設であれば、分別施設と同様に、施設建設や維持管理に要する経費が莫大なものになると思われれます。また、年間を通して一定量以上の剪定枝が安定的に供給される必要があり、さらに製造された堆肥がどの程度使用されるか、需要と供給のバランスの問題もあります。これらのことから、独自の処理プラントを建設するのは困難であると考えております。

現在、市内には、廃材をリサイクルする民間の処理施設が設置されており、果樹の剪定枝なども受け入れているようでありまして、また、近年においては、剪定枝を粉碎チップ化し、有機肥料にする機械が普及し始めており、市内の果樹農家でも、これを導入しているところがあると聞いております。

小型から大型まで、多くの機種があり、処理能力や価格の面で、樹種及び経営規模等に合ったものを選ぶことができるようでありますので、産業廃棄物としての果樹の剪定枝は、これらの施設や機械を利用するなど、みずからの責任で定められた方法により、適正に処理するのが適当と考えております。

それから、破砕処理機の購入に対し、補助してはどうかというようなことでございますが、このことにつきましては、今後需要等を調査しながら、必要性を検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理施設のダイオキシン対策についての御質問でございます。

御質問の内容ですが、広域行政の中で話題とすべきものであり、お答えできる立場にないものがあるわけでございます。法において規定されている事項等について申し上げます。

廃棄物処理法第8条において、ごみ処理施設の維持管理に関する事項を記録し、閲覧させなければならない旨、規定されており、記録事項としては、同法施行規則第4条の7に燃焼室内及び集塵器に流入する燃焼ガスの温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素及びダイオキシン類の濃度等が規定されております。クリーンセンターでは、法の規定に基づいて、これらの事項を測定記録しており、閲覧に供しているようであります。

具体的な閲覧の方法については、西村山広域行政事務組合廃棄物処理施設の維持管理記録閲覧規定が定められており、この規定に従って閲覧することになっております。調査内容を明確にし、調査結果を市民に知らせるべきとのことではございますが、このように測定記録事項及びその結果の閲覧については、法により明確に規定され、クリーンセンターではこれに従って実施しているようであります。ダイオキシンの周辺調査については県で実施しておりますので、市が直接実施する必要はないものと考えています。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも、丁寧な答弁、ありがとうございました。第2問に入らせていただきます。

先ほども第1問で申し上げましたけれども、事業系のごみが非常に多くなっている状況にあります。そして特に、事業所によっては相当な量が出ているんですけれども、そのワースト3の中に、この市役所も入っています。市役所、あとヤマザワとあとチェリーランド、これが入っているんですけれども、これ排出量を計量でもしない限り、自分たちが出しているごみの量を図ることができなくて、量がふえているのではないか、減量対策とる前に、まずどの程度ごみを出しているのか、その辺を調査してもらわないと、事実減量作戦というか、そういうのに向かっているんじゃないかと、私は思います。その辺を、今後庁内でもどうするか、その辺なども検討していってほしいと思います。

あと、事業系のごみと産廃のごみが一体になって、クリーンセンターで受け入れている状況ありますけれども、特にプラスチック系のごみが非常に量が多くなってきているという実態もあります。ですからこれ、特に事業所から出ているプラスチックが、大体全体の量からすると37%ぐらいになっているそうですが、これはこれだけ多く出ますと、どうしても廃油の処理に回せなくて、結局燃やす状況になるかと、私は思います。ですから、こういうのももう少しきちっと、チェック体制をやはり業者に対して指導すべきだと私は思いますけれども、その辺も指導しているというような話もありますけれども、この辺どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

あと、受け入れに対して、今どんどん事業系のごみは、あそこのクリーンセンターの窓口で受付しているんですけれども、なぜか地区外から入ってきている事業系のごみも、相当あるんじゃないかと私は思います。そのチェック体制も、先ほど市長からお話しありましたけれども、その辺は確認というか、そういうのがちょっとあいまいなところもあるんで、この辺ももう少し、受け入れ体制のチェックの仕方も検討すべき課題だと、私は思います。

私はこの前、共産党の議員団で、埼玉県越谷市に行ってきたんですけれども、そこでは事業所系のごみは、一たん市の窓口で登録制をやっております。そして、それに基づいて排出というか受け入れをしている状況にあります。ですからそういうのを少し、ごみ減量化に向けて、そういう努力もしていかなきゃならないかと思って、私は思っているんですけれども、その辺も今後、具体的にしていきたいと思います。

次に、有料化と分別の問題点について、いろいろ話ありましたけれども、まず市民が協力していることがもちろんなんですけれども、実際今、非常にお年寄りとか若い人が、非常に分別するに厄介だというか、そういう問題が盛んに私も、市民から聞いています。

そして、ある事業所というかコンビニあたりから話聞きますと、夕方きれいにゴミ箱を片づけて、きれいにしたんでしたけれども、夜になると満杯になるというような話も聞いています。やはりこれは、若い人が選別するに、非常に困難なために、そういうところに置いていくというか、そういう習慣が今ついている状況もあります。そして、今アパート暮らしなんかしている家庭では、自分らで処分できないものだから、自分の両親のところを持ち帰って、ごみを置いていくような状況も、話聞いています。

ですから、非常にある一定の人が協力的に、非常にきめ細かな分別を行っているんですけれども、他方ではこうした問題点もありますので、何とかもう少し改善する内容にしていきたいと思います。私は提案しているんですけれども、もう少し分別に対して、分別そのものを少なくしてもらえないものかなと思っているんですけれども、県内でも大体4分別している町が4町あります。そして、5つの分別をしているところが10市町村あります。非常にこういうところは環境もきれいだし、不法投棄なども非常に少ないと話は聞いています。

ですから、何も焼却炉が完全に分別した段階で、いろいろなものが入って、うまくないという問題も、今の新しい施設の中では問題ないかと思っています。ですから、ある程度こういう分別を見直す時期に来ているかと私は思いますけれども、その辺、再度検討していただきたいと思います。

あと、この有料化によって、今ごみの焼却施設などに利用している、売上金を利用している状況にありますけれども、今私も、さっき第1問で提案した中で、ごみの設置集積所ですね、これが非常に環境が劣悪になっていて、今の市で行っていますけれども、設置補助を行っていますけれども、大体年間で12カ所ぐらいしか、今の予算ですと設置、新たにできない。

そして今の状況を見ますと、新規の設置者に対して、優先的に補助を出す、そういう形になっていると聞いています。ですから、今まで既存あった人が、これに該当しなくて、そのままになっている状況あります。ですからこういうのも、これは市町村段階で市長は考えるべきだと思うということでしたけれども、やはりこの売り上げを一度還元しても、何も支障ないんじゃないかと私は感じますけれども、その辺、市長がまた独自に予算を上積みしてやってくれるなら、また話も違うんですけども、今市のこのごみ集積場が、大体785カ所あるそうですが、この施設を整備していくのに、年間12カ所ぐらいでは、ほとんど改善されないというような実情があります。ですから、もう少し予算を考えるなら考えるような方策を、市長に検討していただきたいと思います。

あと、この分別収集について、収集も有料化もそうですけれども、市民にとってメリットというのはほとんどないように思われます。そのためにも、この分別をもっともっと少なくしてもらって、軽減するような形をとっていただきたいと私は思っておりますけれども、このさっき市長、私が提案したごみ選別所というか、そういう箇所には過大な費用と労力が必要だということでは言っていましたけれども、やはりそういうのを必要性を、今やはりあると思うんですよ、この不法投棄ふえているとか、いろいろポイ捨てなどもふえている状況にありますので、こういうのももう少し、減らすためにやはり行政が努力しないと、何も改善が見えてこないというか、そういう問題もありますので、ぜひ経費の問題もありませんけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、資源化と減量化についてなんですけれども、今子供会で、資源回収を実施していますけれども、非常に大きい組織、地区単位になっているものですから、非常に市民は不便を来しているというか、年2回なんですけれども、集中的に何日と決めて、各種団体がいろいろな行事を組んでいる中で、資源回収が実施できないような状況も多々あります。

これを解消するために、これもやはりいろいろの業者とのいろいろな問題もあったように聞いていますけれども、こういうのももう少し資源回収回数をふやすとか、もう少し地域を細分化して、地域の意見を聞くような形で集積、資源ごみを集める方法をとっていただきたいと思います。

それと一方で、第1問でも申し上げましたけれども、非常に家庭が狭くて収納スペースがない、そういう人が今までほとんどごみと一緒に、生ごみと一緒に捨ててあったりして、それをもう少し集積所に、1週間に1回程度、集積所にひもで新聞紙などをひもで縛っておいて、それを回収するような方法を指導していかないと、なかなか資源がふえていかない、また一方では、資源化が繋がっていかないというような状況、ありますので、2通りの方法で資源回収と減量化を進めていくべきだと、私は思いますけれども、その辺をもう少し、検討していただきたいと思います。

あと、先ほど話しありましたコンテナ方式の問題ですけれども、非常にいろいろな問題は、市長も提起なされましたけれども、場所がないとか冬季間のいろいろな問題もあると聞いていますけれども、実際にこの辺では、コンテナ方式は天童市とか上山市とかあと高島あたりもやっています。

でも、この収集をするに、コンテナ方式はやはり冬場は非常に置き場所がないというのが実感だそうですけれども、これも冬季間を除いてやるような方策もあると思うので、その辺、場所がないというわけでもないんじゃないかと、冬季間を除いた形でこういうコンテナ方式の導入も、再検討してもらいたいと思います。

そして、このコンテナ方式は、やはりごみ置き場に持って行って、自分である程度選別できる状態にあります。今のごみ袋だと、中に入っていて何がどういう形で入っているのか、非常に見えにくい、それで、お年寄りとかそういう方々も、コンテナ方式だとその場に行って分別する方法もとれるし、非常に分別に対しても効果が出てくるんじゃないかと、私は思いますけれども、この辺も再度検討していただきたいと思います。

あと、できるだけ資源化できるものに対しては、やはり今後無料化で進めていけば、ごみの減量化とつながるのではないかと私は思うんで、ぜひこれを実施していただきたいと思いますが、再度この辺、市長の見解をお願いしたいと思います。

あと、剪定枝の問題ですけれども、これ非常に各地で剪定枝とか公園のいろいろな枝の始末に、非常に苦慮しているような問題で、各自治体でいろいろな取り組みでやっているんです。そして、事業所なんかもチップ化したり、いろいろ堆肥化したり、努力している中で、産廃業者に任せっきりでなくて、やはり行政が窓口となって、ある程度こういう施設をつくって、ぴしっと受け入れる体制をとるべきだと私は考えます。

そして、先ほども市長が言っていましたけれども、この堆肥をどうするんだということもありますけれども、ある程度単価を下げて販売をするなり、あるいは無料にするとか、あるいは今フラワーロードあたりにいろいろな花を植えていますけれども、そういうのに対しても、被覆をするなどのいろいろな方法がある、利用方法があると考えます。ですからこれは、ぜひ今後、検討していただきたいと思います。

今ほとんど、この果樹の剪定枝は果樹園では焼却したり、これに焼却するときに新たに廃プラなどを混ぜて焼却するような人もおりますので、そういう環境の面からも、少し問題ありますんで、ぜひこの辺を具体的に検討していただきたいと思います。

そして、公園とか今寒河江市にも相当な公園を整備なっていますけれども、徒長枝とか伐採した枝の始末は、ほとんど産廃業者に行っていますけれども、非常に困っているのは枯れ葉なんかね、秋の、これが非常に困って、公園の片隅に積み上げている状況にあります。ですから、非常に環境も悪いし、それを回収して資源化する方法をぜひ検討していただきたいと思います。

それと、剪定枝は今果樹農家の人が非常にふえているので、何とか自家処理できる方法はないかということで、いろいろ話し合っている人が非常に多くなっております。それで、先ほども申しましたけれども、この破砕機が非常に小型のものができております。私もちょっと参考に資料を寄せてみたんですけど、1台では大体35万から115万くらいまでの、何段階もあります。それで、破砕するにも大体10センチぐらいの破砕も可能なものも十分あります。ですから、細かいものはそういうふうにして自家処理して、あと今年のように、災害による倒木とかいろいろなものに対しては、太いものは事業所あたりが、非常にチップ材を加工しているような事業者もあるんで、そういうところに引き渡すような施策も考えるべきだと思います。

今回の雪害対策について、東根市なんかは、この倒木に対して、事業者にはチップ材として受け入れるように、指導をしております。ですから、やはりある一定の、寒河江市では非常に果樹園が多くなっている地区でもありますので、これぜひいろいろな方法で、雪害対策も含めて研究していただきたいと思っております。

あと、最後にダイオキシン対策についてなんですけれども、今まで市長は、ダイオキシンの調査についてはいろいろ報告は、法に従って閲覧するように方法を指定しているように話もありましたけれども、これはやはり、法的には確かに必要だと思います。しかし、市民が寒河江地区にあるごみ焼却炉施設なんですから、寒河江市民の立場を考えた場合、もう少し市民にきちっと結果報告を広報誌などで簡単に知らせることは、できると私は思います。

ですから、これも項目も、周辺の土壌調査とか水質調査、あと焼却炉の周辺とか煙突とか、そういう問題と、また時間帯によって、焼却の温度によって排出されるガスの濃度が、非常に私は違うと思っております。

この前、越谷に行ったんですけど、そこでいろいろな話を聞いてきた中で、1回炉をとめますと、大体ダイオキシンを抑えるために、2日間かかるということですよ、800度に上げるために大体2日間ぐらいかかって、非常にそこらが問題になっているんだということも、話聞いています。今、寒河江市では、月曜日の朝、ガスバーナーで炉を温めて800度以上になって初めて投入する、そういうときにも温度が急激に下がりますので、ダイオキシンの発生濃度とか、いろいろなあれが非常に下がると私は思っております。

ですからこういうのも、もう少しきちっと報告するなり、それから必ず週5日制でごみ焼却しておりますけれ

ども、とめるときも同じような状況になるかと思えます。ですからこの辺の実態ももう少し市民に知らせて、安心できる調査報告をしていただきたいと私は思っているんですけども、この辺を再検討していただくように、また市長のこの辺の見解をお伺いしたいと思えます。

第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 かなりの数に上りますが、事業所で減量対策のために出している量を少なくする、測定するというようなことの提案がございました。それから、混在したもののプラスチックが多いということで、それをチェックすることというようなことにつきましては、事業所等どういう指導をするかというようなことだろうと思いますが、具体的なことあれば、担当の方から説明させたいと思います。

それから、クリーンセンターの受付の方に、他管内の事業所のごみも入ってきているのではないかと、こういうこともございました。これは、本当にそういう事態があるのかどうかというようなことも、これはクリーンセンターに申し上げておきたいと思います。

それから、ただ分別するのが厄介だ、若い世代のかたが大変だと、こういうことだけで、こういうことを何とかいいですか、耳だけを向けて、いわゆる現在の自分のごみは自分で処理するんだという気持ちがないような方向に、そういうことに合わせたような対応というのは、私はこれは現代の世の中では間違っておる、そういう方こそ改めていただいて、自分の出したごみというのは自分で責任を負ってもらおうという方向に持っていかなくちゃならないのではないかなと、こう思っております。出したごみの尻拭いをすべて行政の責任でやれという、こういう考え方はとれないのではないかと、こう思っております。寒河江市におきましても、分別収集の種類というのは先ほど申し上げましたように、そう多くしているわけではございませんでして、そういうことを面倒くさいから全部行政でやれ、行政の負担だと、こういうことの議論というのは、私はとるべきではないのではないかな、こう思っております。

それから、集積所が少ないのではないかとというようなことでございますけれども、これはあるいはそのための予算が少ないのではないかとというようなことでございますけれども、この辺は実態を見ながら考えてまいりたいと、検討していただきたいと、こう思っております。

それから、ただいまの議論と同じでございますけれども、分別収集は市民にとってメリットがないのではないかと、こういうようなお話もあったわけでございますけれども、何回も言うようですけれども、やはり自己責任ということはとっていかなくてはならないというのが、こういう世の中ではなお求められてくるのではないかな、このように思っております。

不法投棄がある、あるいはポイ捨てがある、それらを全部分別収集のせいにする、行政のせいにするということは、これは考え方が、私はちょっと考え直してもらわなくてはならないのではないかな、こう思っております。

それから、集団資源回収というものの話がございましたけれども、ふやせるかどうかとかというようなことは、あるいは子供会等々の行事日程等との調整を図りながら、こういうものをどうするか、検討させていただきたいと思います。

それから、コンテナの問題がございましたが、これはやはりこれまでいろいろな検討をして、どうかということで、現在の収集方法に決定したわけでございますので、冬季間を外してしてはどうかとか、あるいは御意見があったわけでございますけれども、これもやはりごみを出した方の負担という、あるいは責任というものが非常に没却されてくるというようなことにもなりかねないのではないかな、こう思っております。

それから剪定枝の問題でございますが、先ほども答弁申し上げましたように、これは産業廃棄物だという考えを、まず一つ大前提があるわけでございますので、それからスタートしなければならない、このように思っております。

それから、破碎機云々の話がございました。これなどもこれからの検討課題だと、こう思っております。

それから、クリーンセンターの問題につきましては、これにつきましては、議員のお話をクリーンセンターの方につないでまいりたい、こう思っておりますが、地元の方々とクリーンセンターの間との話し合いなり、ある

いは説明などは十分対応してやっていると、私は見ておるところでございます。  
対応につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

石山 修生活環境課長 一般廃棄物の中に、産業廃棄物等が混入する際の指導等についてお答えいたします。  
今現在でも、クリーンセンターでは搬入された時点、ピットに投入される時点で厳しくチェックしてくださっております。それでもやはり見落としてしまうとかということもございますし、私どもの方でも各事業者、そういうお話をお聞きしましたときに、事業者に廃棄物のごみの出し方について、きちんと分別等についてお話を申し上げ、御指導申し上げております。

また、回収、収集運搬業者についても、各事業所から一般廃棄物をクリーンセンターに搬入する際には、産業廃棄物ができるだけ混入しないようにチェックして搬入していただきたい旨、協力を要請しているところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 ただいまの事業所系ごみの話もいろいろありましたけれども、そういうチェック体制を強化してもらって、減量化につなげていただきたいと思います。

そして、その次に有料化とか分別の問題ですけれども、自分のごみは自分の責任でということで市長は言いましたけれども、実際、責任を持ってやっている方は非常にいいんですけれども、その人が結局迷惑を受けているというか、そういう状況もあるので、私は心配してそういうことを、もう少し行政の立場で指導というか、そういうことも必要ではないかと私は思って話ししているんですけれども、結局不法投棄についても、寒河江市でも年1カ所か2カ所、不法投棄の場所のごみを引き上げたり、いろいろな事業をやっておりますけれども、そういう結局捨てられたものを最終的にだれが責任を持つかということなんだと思うんですが、これをやはり、ある程度行政が指導してくれなければ、どんどん今の、何ていうか、失礼ですけれども、若い人たちがぼんぼんごみを捨てる状況にあるので、この辺、改善するに、どうした啓蒙活動というか、やっているのか、この辺ももう少し若い人とかお年寄りに対してどう指導していくかということも、もう少しきちっと検討していただきたいと思います。

あとは、さっき言いましたけれども、ごみの集積所の設置場所についても、もう少し年間、もう少し設置補助金なども拡大してもらって、環境をよくしてもらうように、環境美化の立場からも、もう少しきちっと現場を見て、ある程度していただきたいと思います。

それから、先ほど果樹の剪定枝は、産業廃棄物だということですが、これもリサイクルを進める立場から考えると、確かにこの剪定枝というのは産業廃棄物かもしれませんが、リサイクルを考える立場から考えれば、もう少しこういうものを再利用して、土にかえるというか、そういう努力がやはり必要だと、私は考えます。ただ焼却することでは、リサイクルにはならないと私は思っているので、その辺の立場をもう少し考えて、今リサイクル推進という形で、いろいろな施策も考えているようですけれども、その辺も含めた形で、ぜひ実施していただきたいと思います。

それから、果樹の剪定枝の破砕機なども、もう少し検討していただいて、前向きに検討していただくようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

## 伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番、16番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は社会民主党・市民連合と意見をお寄せいただいた市民を代表し、通告している課題について順次質問を行いますので、最後の質問、本日の最後の質問ということで、お疲れのこととは思いますが、市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、通告番号15番、安心して町内会活動を行えるために、町内活動に対する補償制度について質問を行います。質問通告書には「町内活動」となっておりますが、「町内会活動」と訂正をお願い申し上げたいと思います。

町会長の仕事は、単に市報を配布するだけでなく、一斉清掃や花の植栽、グランドワーク事業、さくらんぼパレード、大綱引き大会、各種集会など、市主催や市と共催の各種事業に、町会長本人はもとより、地域住民をまとめ、参加するなど、市事業の成功や市勢発展のため、大きく貢献をしているものと思います。

そのため、市としても非常勤職員として委嘱し、報酬を支払っていると思います。しかし、そうした活動に際して、けがや事故などに巻き込まれた場合の補償はどうか、心配だという声があります。

町会長設置規則によれば、町会長の職務は、市行政事務の周知徹底に関する事項、地区住民と市の連絡調整に関する事項、簡易な調査に関する事項、まちづくりに対する地区住民の意見等の反映に関すること、その他市長が必要と認める事項と定められています。

非常勤職員としての町会長の仕事の範囲はどこまでか、この設置規程だけでは非常にわかりにくいものがあります。具体的に説明していただきたいというふうに思います。

その場合、町会長が非常勤職員としての仕事の最中にけがや事故に遭った場合、その補償はどのような形で補償されるのか、公務災害の適用があるのか、あるいは交通事故などの補償のように、その都度議会に提案し、歳出予算から支出するのか、あるいはそれ以外の方法で補償するのか、お尋ねしたいと思います。

また、委嘱された仕事を家族がかかわって行った場合や市報配布など、隣組長などへ配布をお願いした場合に、依頼された家族や隣組長がけがや事故に遭った場合の責任や補償はどうか、お尋ねをします。

次に、通告番号16番、財政運営の見通しについて質問を行います。

この質問については、昨日同僚議員も質問をしておりますので、重複する質問もあると思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

今日の地方財政の危機は、景気の落ち込みによる税収全体の減収と、景気対策に名を借りた過大な公共投資によって、加速化したものであることは明らかであります。

政府が、過大な公共投資中心の経済対策を強行したにもかかわらず、平成8年以降3年間で378万人の雇用の減少が起きています。株価の低位固定化が示すように、政府の景気対策が効果がなかったことを証明しています。

特に、平成4年以降の政府主導による公共事業による需要創出分は、追加的な景気対策分だけでも100兆円に達していますが、経済は一向に好転していません。そればかりか、地方財政に地方債の累積を加速させ、経常収支比率や公債費比率の上昇をもたらし、財政運営に長期にわたる大きな負担をかける結果をもたらしています。

このように、公共事業への投資の継続は、景気回復に効果がないことが明らかになってきているにもかかわらず、小淵内閣を引き継いだ森内閣も、相も変わらず国債頼みの公共事業中心の経済対策を行っています。これでは、日本経済の回復は望めそうもありません。公共事業中心の経済対策では効果がないことは、だれの目にも明らかです。

既に、日本経済は個人消費が伸びないため、物価が下がる、いわゆるデフレ傾向を示していると言われていま

す。一刻も早く、個人消費が伸びるような政策転換を行うべきであります。減税や景気後退による税収の落ち込み、景気対策絡みの公共事業の増加、高齢社会への対応など、新しい財政需要などによる地方財政の財源も不足し、地方自治体における地方債の平成13年度末の残高見込は 188兆円とされています。

そのほかに、地方交付税の不足分を、地方交付税特別会計として、国の財政投融资から借りています。その累計残高は、平成12年度で42兆5,000 万円にも上っています。この額は、本来の地方交付税単年度分の3倍以上の額となっているのであります。しかし、この借金は、個々の自治体の予算、決算にはあられないため、財政危機の実感、危機感がわきにくいという側面を持っています。

このような、公債依存の構造的赤字財政を改革するためには、国と地方の役割を明確にし、地方分権にふさわしい、国の交付税に頼らない、いわゆる不交付団体がせめて3分の2、6割程度になるような、自立できる自治体の財政を確立するため、国と地方の税収配分を変えていくべきだと私は考えています。

市長は、構造的な交付税の財源不足や、市債に頼らなければならない自治体の財政構造に対して、どのような見解を持っておられるのか、伺います。また、こうした構造的自主財源不足の現状を変えるために、どのような改善をすべきと考えておられるのか、伺いたいと思います。

こうした地方財源の不足額を補てんするために、今まで財源対策債の発行や地方交付税特別会計からの借り入れ、国の一般会計からの加算措置などで対応してきましたが、平成13年度には、新たに赤字地方債と言われている臨時財政対策債を発行することになりました。この臨時財政対策債は、国の地方財政不足額、10兆 5,900億円を補てんするために発行するもので、交付税特別会計からの借入償還金 1兆 7,300億円を平成19年度以降に繰り延べし、一般会計より 5,700 億円持ち出し加算をし、財政対策債を 2兆 5,300億円発行しても、なお不足する 5兆 7,600 億円を国と地方で2分の1ずつ負担し、地方負担分の 2兆 8,800億円について、臨時財政対策債として新たに各自治体が負担するというものであります。

ただし、13年度に限り、5兆 7,600億円の2分の1を、交付税特別会計より借り入れするため、平成13年の臨時財政対策債は 1兆 4,400億円となりますが、14年度以降は13年度の約倍額の臨時財政対策債を発行しなければならないことが予想されています。

当然のことながら、臨時財政対策債は交付税特別会計からの借入金とは異なり、その自治体の借金ですから、公債費比率や起債制限比率の数字にもあられ、財政運営の硬直化を招き、自治体にとって決して有利な制度とは言えないものであります。

また、交付税特別会計より借り入れた元利償還金を19年度以降に繰り延べる措置は、小手先の操作であり、後年度の償還金の増加を生むもので、政策決定としては余りにもお粗末なものであります。

国の経済政策の失敗を地方に押しつける新たな臨時財政対策債の導入に対して、市長はどのような見解をお持ちなのか、お尋ねします。合わせて、本市においてこの臨時財政対策債として2億円を予定しておりますが、各自治体における発行可能額が決定され、通知されると聞いています。本市における臨時対策債の発行可能額は幾らになるのか、お尋ねします。

さらに、この臨時財政対策債の導入と併せて、経常経費の一部、投資的経費の一部の単位費用を引き下げ、基準財政需要額を 1兆 4,500億円減額されることとなります。つまり、地方交付税が 1兆 4,500億円減額されることになるのであります。

その減額の影響は、経常経費の一部については15%程度、投資的経費の一部については20%程度になると言われていますが、本市における交付税への影響額は幾らになるのか、お尋ねします。

次に、累積市債を減らす方策についての見解をお伺いいたします。

一般会計における累積国債残高 389兆円、国民1人当たり約 324万円。県債 9,976億円、県民1人当たり約83万円。市債 192億円、市民1人当たり約45万円、合わせて市民1人当たり 452 万円、4人家族で 1,808万円の借金を負っていることとなります。

このような膨大な額を、少子化が進む中で負担をする人が少なくなれば、1人当たりの負担額は増すことになり、これからの世代が果たして負担できるものであろうかと心配するものであります。本市における累積市債の状況は、平成8年に181億1,100万円であったものが、平成13年度末における市債残高見込みは、約192億2,126万円と見込まれています。この5年間で11億1,000万円も増加することになります。

この192億2,126万円という額は、本年度当初予算の歳入総額148億4,000万円を大きく上回り、大変な額になっています。この結果、毎年6億円以上の公債費の償還利子を支払わなければならない結果にもなっています。

特に、本市の平成13年度の予算書を見ますと、市債の残高見込額は前年度より6億6,697万円も増加することになっています。市債依存度がこのまま進めば、本市を含め、地方自治体の財政は破綻し、大変なことなるのではないかと危惧するものであります。このように膨らんだ累積市債を減らす方策として、市長はどのような考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

また、一刻も早く、借金に頼る財政運営から脱却するための抜本的な、国と地方の税財源の再配分を、国に対してもっと強く求めていくべきであると考えますが、市長は借金に頼らない財政運営を行うために、どのような改革が必要であると考えておられるのか、御所見を伺います。

次に、バランスシートの作成について質問いたします。

この、バランスシートの作成については、きのうの伊藤忠男議員の質問に対し、早い機会に公表したい旨の答弁がありましたので、答弁は求めませんが、バランスシートの作成に対する私の考えや、要望を申し上げさせていただきます。

バランスシートを作成する目的や効果は、次のようなものがあると言われております。

一つには、資産や負債の残高が一目瞭然でわかりやすい、二つ目に行政効果、投資効果が把握できる、三つ目に、世代間の負担、中長期的な負担の状況が把握できると同時に、負担とサービスの状況が把握できることなどです。

このように、バランスシートの作成はコスト意識の醸成には効果があるものの、コストだけでははかりきれないサービスの質などをどう評価するのかなど、確立していない問題があるため、コスト重視の政策はサービスの低下を招くおそれがあるとも言われています。

また、バランスシートの作成方法についても、自治省案による有形固定資産を恒久棚卸法で確定するいわゆる決算積み上げ方式と有形固定資産を台帳棚卸で確定するいわゆる台帳方式などがありますが、自治省案による決算積み上げ方式が、現在主流をなしているようであります。

昨年の8月末における全国のバランスシートの作成済み、作成中の自治体は47都道府県100%、市町村では939自治体、28.9%、検討中の市町村は1,730自治体、53.2%、市町村合計で作成もしくは検討中、合計で82.1%の自治体が作成もしくは検討をしているという状況にあります。

行政の作成するバランスシートは、利潤追及の企業会計のバランスシートとは違い、行政投資効果を計ることに必要なことではあります。行政効果だけを追及するだけでなく、行政の公平、公正な執行が行われているかという視点が大切であり、そうした点に配慮しながら、バランスシートの作成に当たっていただきたいことを要請をし、第1問とさせていただきます。

## 会議時間の延長

佐竹敬一議長　お諮りいたします。

本日の会議は、議事の進行上延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。

休　憩　午後　４時３３分

再　開　午後　４時４５分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、町内会活動に対する問題でございます。

町会長は、自治組織である町会を一つの地区といたしまして、その地区の推薦を受け、寒河江市町会長設置規則に基づき委嘱しておるわけでございます。平成12年度においても、192名の方々を町会長に委嘱いたしまして、行政の円滑な推進に御協力をお願いしているところでございます。

その職務につきましては、先ほども触れられたようにございますけれども、町会長設置規則第5条に規定してありまして、一つは市行政事務の周知徹底に関する事項、二つには地区住民と市の連絡調整に関する事項、三つ目には軽易な調査に関する事項、四つ目はまちづくりに対する地区住民の意見等の反映に関する事などございます。

なお、この町会長の職務の内容については、年度当初の町会長委嘱式ならびに町会長の方々の任意の組織であります町会長連合会の総会の席上、総会資料にも掲載していただきながら説明をいたし、御理解をいただいているところでございます。

町会長が市から委嘱された職務を遂行中に事故等に遭った場合の補償についてでございますが、この職務を行う町会長は、地公法、地方公務員法第3条に定められている非常勤特別職としての身分でございます。非常勤特別職である町会長については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例が適用されますので、これにより公務中の損害を補償することになります。例えば、市の行政事務の周知徹底に関する主要な業務の一つに、毎月5日号、20日号の市報と、それに加えて市の事業や行事等の連絡案内文書などの各戸配布がございます。この職務遂行中に事故等によりけがをした場合などについては、この条例が適用されることになるわけでございます。

しかしながら、町会長から依頼を受けた家族の方や、自治組織としての町会の隣組長や班長が、文書配布中に事故等によりけがをした場合については、この条例は適用されません。市の補償については、あくまでも市の非常勤特別職としての町会長が、その職務を遂行中の事故等に対するものであることを御理解いただきたいと思います。

それから、報酬でございますが、設置規則第6条に町会長への報酬の支給が規定され、寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例によりまして、1戸当たり年額1,950円を支給して、職務の遂行をお願いしているところでございます。

また、市が主催し、町会長を通して住民の参加や協力を要請する事業、行事、活動がございます。例を挙げますと、5月のフラワーロードの花の植採と、市街地花いっぱいまちづくり事業、そして6月のさがえ大綱引き大会、7月と9月の河川清掃、8月のフラワーロードグリーン作戦、9月の市民一斉クリーン作戦などの事業等がございます。これらに参加、協力していただいた方が、活動中に万が一の事故に遭われたりけがをした場合の災害補償の問題については、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入し、対応しております。さらに、この保険を補完するために、それぞれの事業活動について、傷害保険に加入し、対応しているところでございます。

それから、町内会活動に対する補償制度についてでございますが、これまでも自分たちの地域は自分たちの手でよくしようという自治会活動、町内会活動が活発に行われてきておりますが、最近ではさらにその機運が盛り上がりを見せておりますし、地域住民のボランティア活動も活発に展開されるようになってきております。

その活動の実施主体である町会は、地域住民の自主的な組織であり、自治の原点であります。それぞれ歴史的な面や地域の連帯性など、さまざまな要素と経過を経て、現在の自治組織、町会に至ったものであると考えております。

したがいまして、その町会の実情に合った、町会において合意された、文字どおり自主的な自治運営がなされるべきであり、その運営には行政が関与すべきものではないと考えておりますので、自治組織としての町会活動に対する補償制度につきましては、行政で対応すべきものではないと考えております。それぞれの町会がそれぞれ自主的に対応すべきものと考えております。

自主的に対応している例としましては、町会が企画立案したお祭り、運動会、地域清掃活動等の行事活動中に、参加者が万が一けがをしたり、物を壊して賠償責任を負ったりした場合に、保険金が支払われる自治会活動保険に加入している町会がございますし、また地域の公民館単位で加入しているところもあると聞いております。そのほかに、町会の行事や旅行等のために、開催日に限って加入するレクリエーション保険や旅行保険、イベント保険などの傷害保険なども、各町内会等で広く利用されているようでございます。

町会長は、地区から推薦され、町会長設置規則により委嘱されている町会長の立場と、自治組織である町会長の立場と2つございますので、これら補償に関する事柄についても、町会長委嘱式の席上や町会長連合会総会の場をおかりするなどして御説明申し上げ、御理解いただけるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、臨時財政対策債発行の影響等についての御質問がありました。お答えいたします。

現下の地方財政については、昨日も伊藤議員の一般質問にお答え申し上げておるとおり、巨額の財源不足が続く、今や構造的な危機に直面しております。景気の低迷により、税収が伸び悩む中、累次の景気対策として実施された公共事業の追加や恒久的減税等により、財源不足が拡大し、借入金残高が激増しております。

また個々の地方公共団体においても、財政構造の硬直化が急速に進み、行財政運営に深刻な影響を及ぼしており、さらに平成13年度においても、厳しい状況が懸念される状況となっております。

一方、分権型社会に向けてスタートが切られる中、地方公共団体は自主性、自立性を高めつつ、介護保険を初めとする総合的な地域福祉施策、安全なまちづくり、良好な環境の保存創造、生活関連社会資本整備、さらにはIT関連事業への対応など、重要政策課題に的確に対応することが求められております。

このため、地方公共団体がみずから一層徹底した行財政改革に取り組むことはもとより、地方分権改革の必然的課題である税財政基盤の充実強化については、国から地方への税源移譲等を具体化するとともに、安定的な地方税財源確保等のため、法人事業税の外形標準課税を初めとした、極力税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築が必要であると思っております。

また、地方公共団体は、地域の事情がさまざまに異なる中で、法令等に基づき、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があり、地方税の充実確保を図っていく場合でも、地方公共団体間の税源の偏在の問題は解消できるものではなく、地方交付税制度というものは、税源の偏在による財政力の格差を是正するとともに、地方行政の計画的な運営を保証し、地方公共団体が法令等に基づき実施する一定水準の行政を確保するという重要な意義を有するものであると思っております。

したがいまして、地方の行財政運営の自立性をより高める観点から、基本的には地方税の拡充に努めつつ、一方でその財源保証に支障が生じないよう、地方交付税総額について、適正な水準を確保すべきものと考えているところでございます。

このようなことから、今般の地方交付税総額の引き下げと、その肩がわりとなる臨時財政対策債の発行といった制度改革は、昨日答弁申し上げましたとおり、地方公共団体の各種財政指標等への影響も懸念され、財政指標等が上昇すれば、必然的に行政サービスの低下を招くおそれもあることから、まことに遺憾なことだと思っております。地方税源の充実強化の一刻も早い具体化と、地方交付税総額の安定的確保を全国市長会等を通じて要望しているところでございます。

なお、きのうも申し上げましたけれども、財源不足の補てんとしての臨時財政対策債でございますけれども、地方財政計画におきましては、経常収支の補足の補てんを10兆5,920億円と見ておるわけでございまして、そしてこういう実態になりますので、従来の地方財政対策というものを見直し、国と地方の責任分担のさらなる明確

化とか、あるいは国と地方を通ずる財政の一層の透明化を図るために、平成13年度から平成15年度までの間においては、この間に予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成19年度以降に繰り延べることとした上で、なお生ずるところの財源不足額のうち、財源対策債等を除いた残余については、国と地方が折半し、国負担分については一般会計からの繰り入れにより、地方負担分については今言った臨時財政対策債、特例地方債により補てん措置を講ずる制度改正が実施されるわけでございまして、そしてこの特例地方債の元利償還金というものは、その全額を後年度基準財政需要額に算入することになるわけでございます。

ただし、平成13年度においては、国負担分、地方負担分とも、その2分の1は地方交付税特別会計借入金により補てんするということになりました。臨時財政対策債の発行は1兆4,368億円に上る、こういうことになるわけでございますが、この新たに特別会計借入金というのは、13年度限りでございまして、それ以降はなくなるということになりますので、臨時財政対策債というものが、13年度の倍額に達する、こういう地方財政計画のポイントでございます。

今言ったように、14年度以降につきましては、借入金が廃止される予定になるために、臨時財政対策債の発行額がさらにふえる可能性もあるわけでございまして、それによりまして、市債残高も大幅な増額となってくるのが当然予想される、こういうことでございます。この辺のことにつきましては、昨日も申し上げたところでございます。

そういう中で、累積市債を減らす方策についてでございますが、現下の地方財政については、累次の景気対策による公共事業の追加や、減税等の実施により、借入金残高が急増し、平成12年度末には184兆円に達すると見込まれております。

本市においても例外ではないわけでございまして、こうした経済対策の影響などから、普通会計における市債残高が平成12年度末には211億円に達し、平成13年度においても、駅前中心市街地整備事業債や臨時財政対策債、さらには地域総合整備資金貸付事業債の発行などにより、市債残高が急増する見込みとなっております。

地方債につきましては、地域社会を活力ある豊かなものにするため、地域の活力を生み出す施策の推進、安心で快適な暮らしの実現などを図るため、必要なものでありますが、ただ将来に債務を残すものであるため、財政の健全性の確保の観点から、適切な運用、有効な活用が求められるものでございます。

一方で、投資的事業の経費を後年度の住民の方々からも負担していただくことが、受益者負担の面からも合理的とされ、その担うべき役割、機能は大きなものがあります。この地方債の有効活用によりまして、本市の道路等の社会資本の整備が格段に進み、市民生活環境の向上に寄与してきたことは御案内かと思えます。

御質問の、累積市債を減らす方策でございますけれども、これまでも市債残高の累増と公債費負担を抑制するため、平成4年度から平成11年度までに高利率の縁故債を28億5,273万円の繰上償還を実施したわけでございますが、今議会の補正予算にも約2億900万円の繰上償還を実施すべく、計上しているところでございます。

今後におきましては、臨時財政対策債や、減税補てん債といった投資的事業に充当しないいわゆる特例地方債の動向は不透明であります。極力既存事業の見直しと新規事業の抑制を図り、さらに繰上償還も継続的に実施して、市債残高を減額していく方向で努力してまいりたいと思っております。

バランスシートにつきましては、御配慮によりまして、答弁を省略させていただきます。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 答弁をいただきましたが、議論を深めるために再質問をさせていただきたいと思いますが、ちょっと答弁漏れということで、交付税の単位費用の見直しが今回なされて、交付税が減額されることになったわけですが、これによる本市の交付税の影響額は幾らだったのか、この点について答弁が漏れていますので、後で答弁をしていただきたいというふうに思います。

それと、町内会活動に対する補償でありますけれども、町会長が非常勤特別職として仕事を遂行中に事故やけがに遭った場合の補償についてはわかりました。

ただ、今までは、町会長さん方も、一体どこをどういう格好で補償をされるのかというのが知らなかったようでございます。今の答弁で、機会を設けて説明をしていきたいと、こういう補償面についても説明していきたいということでありますので、ぜひ理解できるように御説明をいただきたいというふうに思います。

それから問題は、やはり家族とか隣組長、あるいは班長さんが市報の配布やいろいろな署名、募金やそういうものをかわってやるというのは往々にしてあるのではないかというふうに思うんですね。何百軒もある町会もありますし、二、三十軒の小さい町会もありますけれども、そういう大きい町会なんかは、町会長さんが全戸市報を配布するとか、いろいろなお願いを一戸一戸回ってお願いをする、こういうことは物理的にも不可能なのではないかと思うんですね。だからそういう意味では、せっかくある条例を拡大するなり、あるいは民間の保険などを利用する、そういうことができないのか、こういうふうな声が強いのであります。

今市長の答弁にもあったように、自治組織の町会、あるいは公民館などで加入をしているということの答弁もありましたけれども、そういうことで自助努力もそれぞれの町会あるいは公民館などでやっておるところが、数多く最近出ています。

私どもの公民館、中央公民館も、中央分館も、民間の保険に入っています。1戸74円、290戸全戸ということに入っています。この1戸74円でどういう補償を得られるかということ、死亡で100万円、入院1日1,000円、通院1日500円、これが最低の保険であります。その上に164円とか342円とか、4段階ぐらいのランクがありまして、私どもも13年度からはその上の164円の保険に入る計画もしてありますが、こういうそれぞれの町内会あるいは公民館では、そういう保険に入っていないと、いざというときに安心して活動ができない、こういうことで入っているわけでありまして、そうした地区の地域の取り組みがあって、初めて独自の町内会活動や独自の公民館活動以外の、いわゆる先ほど市長が言った市主催、あるいは市共催のいろいろな事業にも、快くこたえてもらっている、こういうこともあるのではないかと。

そしてこの保険の問題を、快く参加をするというのは、ただ金額、保険料、保険の金の問題ではないというふうに私は思うんですね。やはり市も、自分たちが参加をした場合、万が一の配慮をさせていただいているんだと、きのうも市長が答弁でありましたけれども、信頼関係ですね、市と市民の信頼関係、こういう気持ちの問題、誠意の問題ではないのかというふうに思うので、そういう意味で少なくとも市の事業で、事業を肩がわりするというかお願いをされて、かわってやるような組長さん、あるいは家族の方が手伝うというのは、お父さんが町会長で、あなたは町会長だからあなたやりなさい、こういうだけではなかなか家族間の融和も保たれないわけですから、そういうことが大いにあるのではないかと、そういうことも考えて、やはり何らかの措置が必要なのではないかというふうに思います。

条例は適用されないというふうに突っぱねるのではなくて、何らかのこういう町内会や公民館の努力なども参考に入れながら、市としても何らかの対応を図るべきではないかというふうに思います。

ちなみに、近隣の町を見ますと、西川町では区長会にですね、1戸342円、4ランクの上から2番目の額の保険料を全戸約70万円の補助をしていると、区長会へ補助をしている、そして保険に入っているという実態があります。また大江町では、これは大江町は区や町会単位で加入をしているそうでありまして、高い保険から

安い保険に、いろいろばらばらだそうですが、町としては一律一戸 164円の補助を各区や町会へ補助を行っている、こういうことであります。

それからまた、河北町では、一戸 342円の保険料の半分を、これも区や町会へ補助をしてやると、171円というふうになるわけですがけれども、そういうふうなことで、各市町村、自治体でも、万が一の補償あるいは住民参加を快く参加をしてもらおうという立場から、そういう保険に対しても補助をしているという実態もあります。

だから、本市で仮に一番安い74円を補助した場合、1万戸弱ありますけれども、74万円程度しかかからないわけですね。これで市民の安全と参加意欲を高め、あるいは市と住民の信頼関係を高めることにつながれば、大した金額ではないのではないかというふうに思いますので、この辺についての考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

それから、財政運営の見通しと、改革の方向というか、そういうことでありますけれども、市長の答弁によりますと、確かにそういう実態があるんで、全国市長会としても、国から地方への税源の移譲やそういうものを要望しているんだ、こういうことでありますけれども、今、自治体がおきている財政難というか、地方債がふえているということになった原因は、一つは国の政策、方針であるということをもっともっと明確に言っていく必要があるのではないかと思うんですね。

特に、地方交付税の機能は、市長も答弁されたように、全国いずれの自治体もナショナルミニマムの行政が実施できる、そういうことで国が地方に資源保証を行って、財源の地域不均衡を是正する、こういうことに本来の機能があって、戦後の地方自治体の財政の安定と地域の発展に大きく寄与してきた、このことは事実だというふうに思うんです。

しかし、平成元年以降、あの悪名高いふるさと創生事業、この後を受けて地域総合整備事業債、こういうものが創設をされて、自治体が独自の発想で行う事業については、起債で面倒を見るんだ、そしてその後の元利償還金のほとんど、半分程度後で後年度交付税で見るという方式が、平成元年度以降とられたんですね。

この結果、地方債に各自自治体が飛びついて、その結果、国の交付税特別会計の赤字を生む要因になって、借金をして交付税も膨らませた、こういう要因になってきたわけですね。

このように、特定の事業を推進するために、交付税を使うというのは、地方交付税本来の機能であるナショナルミニマムを保証するというあり方を逸脱をしたやり方だ、こういうふうに言えるのではないかと思う。また平成4年以降のバブル崩壊後、国の景気対策の手段として利用された。

先ほども申し上げましたけれども、もう100兆円も超すような景気対策を行ってきたわけでありましてけれども、そうした国の景気対策の手段として利用されて、国の補正予算に合わせて自治体が公共事業を行う場合、その補正事業の自治体負担分について起債を認める、その償還金を交付税で見ると、こういうやり方も、地方交付税の額を膨らませると同時に、この不足額を地方交付税特別会計からの借り入れによって賄われた、その借入残高がバブル崩壊後急増し、42兆円にも達してしまった、こういう結果になっているわけですね。そういう意味で、本来の交付税の使われ方が歪曲をされて、地方に借金を転嫁する結果になったのではないかというふうに思うんです。

やはりこの地方交付税については、本来の形に戻す、そして不足分については、先ほど市長会でも要望しているということでありましてけれども、国と地方の財源の抜本的な改正、こういうことに持っていく必要があるのではないかというふうに思うのです。

現に、現実的に地方財政の補てん措置として、法人税の法定交付率、32%であるわけでありましてけれども、平成11年度からこれを引き上げているんですね、交付税率を。平成12年度、13年度でもですけども、この法定交付率32%が35.8%、3.8%引き上げてきています。平成13年度のこの影響額が4,500億円、こういうわずかなものでありますけれども、こういう格好で国も何らかの対応をせざるを得ない、こういうところに追い込まれているのではないかというふうに思います。

また、国のたばこ税の一部を地方に移譲していたり、不足分を一般会計から加算金という格好で地方財政に加

算をしている、こういうことで、国も今の体系でいいのだというふうな認識は持っていないのではないかと  
いうふうに思います。そういう意味で、この法定交付率を変えられるとすれば、いわゆるこの地方交付税の三税、消  
費税も入って、あるいはたばこ税なんかも入って五税になったわけでありませうけれども、所得・法人・酒税が32  
%、消費税が29.5%、たばこ税が25%、これが法定交付率でありますけれども、こうした法定交付率を当面引き  
上げていく、こういうこともやはり可能なのではないかとというふうに思うんです。

そして、少なくとも仕事が7割、財源は3割という、いわゆる3割自治という国と地方の税財政の乖離、これ  
を縮小する、このことにやはりもっともっと、強く求めていく必要があるのではないかとというふうに思うんです。  
この辺についての御見解があれば、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、交付税の影響については答弁がなかったので、ぜひ答弁をしていただきたいというふうに思うん  
ですが、平成12年度と13年度の当初予算の比較をしますと、平成12年度が46億7,000万円、平成13年度が43億  
8,000万円、地方交付税ですね、2億9,000万円が今年は少なくなっている、今までもいろいろやり繰りをした  
きたわけでありませうけれども、交付税はふえてきて、そういうことで市税も増加をしていたということで、寒河  
江市の場合は何とか財政運営ができてきたというふうに思うんですけれども、これがふえない、しかも2億  
9,000万円、このうちこの償還金の算入額、これを引くと3億2,000万円が昨年と比較しても実質的に使える交  
付税額が減額をされる、これは今までなかった大変なことではないのかというふうに思うんです。だからこの  
ことについて、どのように認識をしているのかということについて、交付税の影響を含めて再質問をしたいとい  
うふうに思います。

それから、きのうの財政問題で質問の中で、公債費率や起債制限比率の今後の見通しについて答弁がございま  
した。平成12年度が公債比率17.3%、平成15年度が臨時財政対策債を含めた場合が18.7%、含めない場合は19.4  
%、起債制限比率が平成12年度が10.4%で平成15年度の含めた場合が11.5%、含めない場合が11.9%、こうい  
うような答弁がございました。それほど上昇していないという見解を述べられたようでありますけれども、私は別  
の見解を、その答弁を聞いて持ったものであります。

1つは、公債費比率と起債制限比率の関係について申し上げたいというふうに思うんですが、地方債の、特に  
公債費比率については、地方債の発行は後年度の財政負担になるので、その限度額の指標ということで、公債費  
比率が定められてきたわけでありませう。原則として10%を超えないことが望ましい、こういうふうに言われてい  
るんですね、10%を超えないことが望ましい。20%を超えた場合は、一般単独事業と厚生福祉施設整備事業債、  
こういうものは不許可、許可はしない。30%を超えた場合は、一般事業債を許可をしない、これが原則だったん  
ですね。

ところが、昭和50年以降、地方債の増発に対応して起債の制限を緩和するため、いろいろな各種事業補正によ  
り、基準財政需要額に算定された公債費、これを公債比率の算定方式の分子、分母から差し引いて計算をする、  
こういう方式に改正をされたんですね。これが起債許可制限比率というのはこういうものであります。

一見もっともだ、こういうような文章づらだけ見ますと思うわけなんです、分子と分母から同じ額、この基  
準財政需要額に算定された公債費の額を分子と分母からこの同じ額を引くと、比率は下がるんですね、比率は下  
がるんです。そういうことで、起債制限が低く抑える、こういう役目をこの起債制限比率は持っているの、し  
かもこの公債費が基準に対して見られた公債費が多いほど、起債制限比率が下がる、こういう数字のマジック、  
これで起債制限比率がまだ11.9%だから安心だ、こういうことは私は言えないというふうに思うんです。

例えば100分の17という公債費比率があったというふうにします。それをいわゆる起債制限比率方式に直すと、  
1が基準財政需要額に算定された公債費だというふうに見ますと、100引く1分の17引く1、これ16.2%になり  
ます。

100分の17が17%、1を分子と分母から引くと16.2%、0.8%下がるんですね。これが公債費比率と制限比率  
のマジックなんですね、起債制限比率のマジック。

そういうことで、国は起債制限を低く抑える、感応するためにこういう制度を持ち込んできたんですね。だからそういうことを理解をして、またこの公債費比率というものを十分大事にしながらというか、こっちを重視をしながら、やはり財政運営をしていくということが望まれるのではないかというふうに思います。

そうしてみますと、平成15年度は今申しあげましたように、含めた場合も含めない場合も、もう20%近い一般単独事業が、事業債が不許可になる水準すれすれにきているということをやはり認識をしていく必要があるのではないかというふうに思うんです。安心だということではなくて、私は非常に危険水域に近づいた、こういうふうには私は思います。そういう意味でこの公債費比率、起債制限比率の今後の見通しについての、市長の見解をお尋ねをしたいというふうに思います。

累積市債の削減についてでございますが、今までいろいろな対応をしてきた、それで従来と同じような考え方で今後もやりながら、特に特例地方債の抑制を図りたい、こういうことでありますので、ぜひそういうことも頭に入れて財政運営をぜひお願いをしたいというふうに思うんです。

ちなみに、こうした累積市債の増嵩が、やはり市民生活に直接かかわる生活関連事業の削減、こういう結果につながっているという現実があるのではないかというふうに、この財政を、決算書などを見ると言えるのではないか。平成7年度と平成11年度の決算書、5年間の生活関連事業の比較をしてみました。側溝整備事業が81.4%、1,578万円の減、道路維持管理事業が84%、1,470万円の減、臨時市道整備事業が64.2%、5,726万円の減、単独道路改良事業が34%、709万円の減、用悪水路事業が76.8%、673万円の減、軒並みこうした生活関連事業が削減をされている、こういう実態がここ5年間の決算書の中で明らかになっているんです。

こうした傾向は、地方交付税の減額や臨時財政対策債が導入をされた、このことによって今後ますます加速されるのではないかというふうに危惧されます。このような実態を市長はどのようにとらえているのかお伺いを申し上げ、2問とさせていただきます。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、交付税の単位費用の見直しに伴うところの影響については、担当の方から申し上げたいと思います。

それから、まず町内会でございます。第1問でも答弁申し上げましたように、町内会は自治組織なわけでございます。ですから、自主的な組織といたしまして、自主的な運営がなされるべきだ、こう思います。ですから、行政がとやかく言うべき、関与するべきものではないと考えられるわけでございますので、いろいろ保険のあり方とか、あるいはどういう場合にどういう保険に入るとか、保証に入るかとか、こういうようなことはそれぞれの町内会でお決めいただければどうかな、このように思っておるわけでございます。それが基本的な考え方でございます。

それから、町内会で傷害保険等々の、何かいろいろやって保険をかけていらっしゃるということに対しまして、他市町では補助制度をつくっていらっしゃる、こういうことではございますが、これに対しましては、年間を通したところの活動やら、あるいは個別の行事、事業、活動内容等がそれぞれあると思います。公民館でやる場合、町内会が主催でやる場合、団体が主催でやる場合と、いろいろじゃないかなと、このように思いますので、それらに対応して、どのように助成するかというようなことは、非常に問題が出てきようかなと、大変だなとこう思っております。そういう対応については、自主的にかつ独自に考えて、自主的な運営をやっていただければいいかなものかなと、こういうことではございまして、現在のところ、そういういろいろな自治会、町内会で持っておりますところの保証制度に対しまして、あるいは傷害保険等々にかけておるわけではございますけれども、それらに対しまして、どういう補助制度というものは創設というようなことにつきましては、考えていないところでございます。

それから財政、交付税制度等々についての見解が問われたわけではございますけれども、あれ何といたしまして、議員がおっしゃるように、これまで税収入が右肩上がりに上がっている状態の中で、社会資本の整備ということになりますと、運営も楽だったわけではございますけれども、そういうふうな景気が下向いてきたという中では、これを公共事業で支える、あるいは国、地方公共団体、一緒になってそれを支えていこうということになりますと、勢い交付税制度なり、あるいは地方債制度の中で考えてやってきたわけだと、このように思っております。国は借金いたしまして、そして地方交付税総額を膨らませたということでございますし、それが交付税の総額が足りなければ、特別会計から繰り入れてきた、それが借金として今残ってるということでございますし、また、建設地方債等々を発行するということにつながってきておるわけではございまして、そういうことが借入残額が、先ほどおっしゃいましたように42兆円も達したと、こういうことになるわけではございまして、今回の交付税制度の改正というものは、御案内のように、地方負担分の借入金分については、地方自治体も持てよ、負担せよと、こういうことなわけではございまして、そう言われましても、地方と国との財源関係、税源関係というものを全然触れないで、こちらの借金だけで負担を強られるということは、非常に地方自治体としましては、大きなまた迷惑といたしますか、負担増につながるわけではございまして、自治体側にはやはり、国は独自財源というものも全然預けないで、仕事だけを要請するというような、こういう形をとってきたのではないかなと、こう思っております。今となってはこういう借金を、国の持っているところの交付税に充当するところの借金というものを、地方も半分だ、持て、こういう考え方になってきておるわけではございますから、地方分権云々と申しますけれども、やはり地方の税財源ということにつきましても踏み入れていただかなければ、これはいかんともしがたいものではないかな、このように思っておるところでございます。

それから、12年度と13年度の交付税の総額におきまして、減額されておるというようなことは、その理由についてのお尋ねがございました。

これは、この前も答弁申し上げたと思っておりますが、固定資産税の評価がえに伴うところの市税収入とか、

あるいは普通交付税がそれぞれ減額されるということになるわけでございます、この分母になる額の方が、非常に少なくなるということでの、基準財政収入額が多くなるわけでございますので、交付税の総額が少なくなる、こういうことになるかと思えます。詳細については、担当の方から詳しく申し上げたいと思えます。

それから、制限比率云々の問題がございまして、御案内のように、起債制限比率というのと、それからこれが3カ年平均のもの、それから単年度にやるものと、この2つの起債制限比率があるわけございまして、きのうお示したのは、3カ年平均のものでお示しておるわけでございますが、ほとんど0.2、0.3%の差がありますけれども、3カ年平均がより妥当ということで、実施計画におきましてその数値を示しておるわけでございますので、これを見ましても、これらの推移を見ましても、ただ安心しているというようなことではございませんでして、先ほど申し上げましたように、国債、赤字債というものも発行されることになっておるわけございまして、ことしは基準財政需要額の観点から、2億円と一応算定しておりますけれども、普通交付税算定の際に、どのような額になるかは、まだ明確な数字は出てこないわけでございますが2億円、来年度はまた算定し直して倍額になることは確かなわけございまして、そういうものを起債残高ということ、あるいは起債制限比率の中に含ませるか、含ませないかというようなことも、いろいろこれから議論になるかと思えますけれども、いずれにいたしましても、これからの状況というのを厳しくとらえておることは、御理解していただきたいと思っておりますし、楽になると私は思っておるわけではございません。

そしてまた、ことし、来年度が駅前中心市街地の正念場に来るわけございまして、そういう意味におきましても、起債が増嵩する、額がふえていくというようなことが否めないわけでございますので、それらに対しましても、これらを十分この起債制限比率なり、あるいは公債比率というものをにらみながらやっていこうと、こう思っておるところでございます。

それから、きのうも答弁申し上げましたけれども、累積赤字を減らすための努力というものは、いろいろな改革、見直しをやって進めておるわけでございますけれども、また一方におきましては、税の増収という分野を、これをさらに開拓しなくてはならないんだろう、こう思っております。

ただ辛い、大変だから減らす方という分野もさることながら、ふやす方向での税収入の増を図るという方向に持っていくということが必要なわけだ、このように思っております、今いろいろ地方におきまして、新しい税源を探すということもありますけれども、まずは新しい税源ということ、新しい税を創設するということ、これが難しい自治体ということに考えるならば、やはり現在の税体系の中で増収を図るということも、これはやっていかななくてはならないと思っておりますので、これまでもその方向というものはとってきたらうと、こう思っております。

何にしましても、まだまだ社会資本の整備というもの、これはやっていかななくてはならない分野というのが発展途上にありますところの寒河江にとりましては、これは不可欠だな、このように思っておるわけでございます。詰められるところは詰め、そして事業の選択を見きわめながら進んでいかななくてはならない、このように思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 臨時財政対策債の発行可能額につきましては、地方交付税が決定になります7月に、それに合わせて内示される予定であります。

その額ですけれども、現在のところ国からきていますマニュアルによりまして、平成12年度の基準財政需要額の算定ベースでの振りかえ費目のうち、計上分15%、投資分20%の減額というような形で算出いたしますと、およそ2億 2,000 万円というふうになります。そうした中で、当初については2億円というふうな形で見積もったところであります。

そういった制度の導入によりまして、今回交付税、地財計画では5%の減額となるわけですけれども、先ほど市長からもお話しありましたように、本市におきましては基準財政収入額の方の増が見込まれますので、その差し引き関係で6.2%のマイナスと、そういうような形で当初予算においては見込んだところであります。

以上であります。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 町内会活動に対する補償について、市長がちょっと勘違いしているのではないかなと思うのですが、町内会独自の活動の保証ではなくて、市の仕事で、本来町会長がやるわけですが、町会長1人では大変だということで、どこの町会でも町内会でも、隣組長、班長さんを設けて分担してやっているというのが実態だと思うんですね。そういうところに対する保証を考える必要があるのではないかと、町内会独自の活動や、そういうものについては町内会で、自治組織として考えていくということについては、それはそれでいいわけでありまして、独自でない、市の仕事に携わった場合の保証、そういうものもやはり考えていく必要があるんじゃないか、こういうふうにお尋ねをしているわけでありまして、この辺について、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

あと、この財政健全化に向けて、やはりもっと具体的に市民に示していく必要があるのではないかと、思うんですね。県においても、山形県の財政の長期展望ということで、県債や県債依存の整理、あるいは県債の残高の増加、傾向の整理だと、10年スパンで、そういうものを資料としてつけながら、5年間、前年度も含めて6年間、12年度から17年度、ことしの場合ですね、その6カ年を山形県財政の中期展望という図表にしながら具体的な財政健全化に向けた取り組み、こういうものを示しているわけですね。こういうような具体的な健全化に向けた、あるいは寒河江市の財政の中期展望、こういうものをやはりきちんとつくっていく必要があるのではないかと、いうふうに、私は思うんです。この辺についての御見解があればお伺いして、3問といたしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 町会長に対しましては、町会長の報酬は、これはお上げしておるわけでございます。

それから、町会長連合会の、これ町会長全部ですか、町会長連合会の方には、これは運営補助金というようなものをお上げしておるわけでございますけれども、それ以外につきましては、今のところ考えてはいないわけでございますけれども、町会長あたりの、何かご意見がありますならば、なおそちらの方からもいろいろ聞いてまいりたい、こう思っております。

それから、中長期展望でございますけれども、バランスシートというものをなるべく早い機会に出したい、こう思っておるわけでございまして、毎年2回にわたって市の財政状況を公表しておりますが、そいつの最初のチャンスあたりに何とかしたいものだなとは思っておりますが、そういう中で市の財政事情とあわせて中長期みたいなものを出せればどうかなというような気持ちもありますけれども、その辺も合わせて検討してまいろうと思っております。

以上です。

散 会 午後5時47分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。